

泉区連合自治会町内会長会 10月定例会

開催日時 令和6年10月18日(金)
14:30～

1 市連会10月定例会報告事項

- (1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市子ども計画）素案に係るパブリックコメントの実施について
【こども青少年局】・・・〔依頼報告事項(8)で説明〕
- (2) 国民健康保険、後期高齢者医療制度における健康保険証の新規交付廃止後の医療機関への受診について
【健康福祉局】・・・〔依頼報告事項(9)で説明〕
- (3) 横浜みどりアップ計画 [2019-2023] 5か年の実績報告について
【みどり環境局】・・・〔依頼報告事項(3)で説明〕
- (4) 年末年始のごみと資源物の収集日程について
【資源循環局】・・・〔依頼報告事項(6)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和6年度日本赤十字社会費（活動資金）実績及び地区交付金について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	報 告
	資料1
<広報よこはま掲載：なし>	

令和6年度日本赤十字社会費（活動資金）募集のお礼と地区活動費・地区還元金の交付についてご報告します。

(2) 第38回泉区青少年フェスティバル出演者及び司会者募集にかかるポスターの掲出について (担当・説明：泉区青少年指導員協議会)	掲出依頼
	資料2★
<広報よこはま掲載：なし>	

泉区青少年指導員協議会が主催する「第38回泉区青少年フェスティバル」の開催に際し、出演者及び司会者を募集します。広報周知のため、各自治会掲示板へのポスター掲出をお願いします。

【応募締切】令和6年12月4日(水)17時必着

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(3) 横浜みどりアップ計画[2019-2023]5か年の実績報告について (担当：みどり環境局戦略企画課・説明：みどり環境局農政推進課)	情報提供
	資料3★
<広報よこはま掲載：なし>	

「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくために、「横浜みどり税」を財源の一部として活用させていただきながら「横浜みどりアップ計画」を推進しています。5か年[2019-2023]を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。

(4) 「火災予防運動」実施に伴う防火ポスター掲出依頼について (担当・説明：泉消防署総務・予防課)	掲出依頼
	資料4★
<広報よこはま掲載：なし>	

子ども達が作成してくれた絵を元に「火災予防運動ポスター」を作成いたしました。
つきましては、各自治会町内会へ配布させていただきますので、掲示板へ掲出していただき、火災予防の啓発にご協力をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(5) 住宅用火災警報器の抽選配布についての御案内 (担当・説明：泉消防署総務・予防課)	周知依頼
	資料5★
<広報よこはま掲載：あり(11月号)>	

秋の火災予防運動の取組みの一環として、泉火災予防協会から寄附された住宅用火災警報器を活用し、泉区内の70歳以上の方がお住まいの世帯に無償で住宅用火災警報器を抽選配布します。

【申込期間】令和6年11月1日から11月30日まで

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(6) 年末年始のごみと資源物の収集日程について (担当：資源循環局業務課・説明：泉区地域振興課資源化推進担当)	協力依頼
	資料6
<広報よこはま掲載：あり(12月号)>	

年末年始のごみと資源物の収集は、12月31日(火)から1月3日(金)まで、お休みさせていただきます。

今年度も昨年度同様、各自治会・町内会掲示板へのチラシ掲出依頼とします。11月下旬に、各自治会・町内会へチラシを配送させていただきますので、御協力よろしくお願ひいたします。

そのほか、各集積場所への収集日程表の貼付や、広報よこはま12月号(市版)への掲載により、市民の皆様にお知らせしてまいります。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。

(※掲出用チラシは11月の区連会資料と併せてお送りします)

(7) 「令和6年度泉区人権啓発講演会」の開催について (担当・説明：泉区総務課)	周知依頼
	資料7★
<広報よこはま掲載：あり(11月号)>	

令和6年12月4日(水)10時30分から泉公会堂で「令和6年度泉区人権啓発講演会」を実施します。講師は「ゆるみ☆子育て」代表の堀内 祐子 氏です。
申込みの受付は10月21日(月)から開始します。

◆**依頼事項**

自治会町内会長への周知依頼です。

(8) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案に係るパブリックコメントの実施について (担当：こども青少年局企画調整課・説明：泉区こども家庭支援課)	情報提供
	資料8★
<広報よこはま掲載：あり(10月号)>	

本市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画である「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)」の策定に当たり、パブリックコメントを実施します。本市の電子申請等により11月15日まで市民意見を募集します。

(9) 国民健康保険、後期高齢者医療制度における健康保険証の新規交付廃止後の医療機関への受診について (担当：健康福祉局保険年金課、医療援助課・説明：泉区保険年金課)	情報提供
	資料9★
<広報よこはま掲載：あり(11月号)>	

本年12月2日で、国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙(プラスチック)の健康保険証の新規交付が廃止されます。
そのため、医療機関への受診は、原則、マイナ保険証のご利用をお願いします。
なお、現行の健康保険証は有効期限(令和7年7月31日)まで使うことができます。

(10) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供
	資料10

(11) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供
	資料11

(12) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供
	資料12

11月定例会 日時：令和6年11月19日(火)午後2時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和6年10月18日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和6年度 10月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

10月18日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、10月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	横浜みどりアップ計画[2019-2023]5か年の実績報告について 区連会議題 3 【みどり環境局戦略企画課】	1部
2	住宅用火災警報器の抽選配布についての御案内 区連会議題 5 【泉消防署総務・予防課】	1部
3	「令和6年度泉区人権啓発講演会」の開催について 区連会議題 7 【泉区総務課】	1部
4	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案に係るパブリック コメントの実施について 区連会議題 8 【こども青少年局企画調整課】	1部
5	国民健康保険、後期高齢者医療制度における健康保険証の新規交付廃止後の 医療機関への受診について 区連会議題 9 【健康福祉局保険年金課、医療援助課】	1部
6	第38回泉区青少年フェスティバル出演者及び司会者募集にかかるポスター の掲出について 区連会議題 2 【泉区青少年指導員協議会】	掲出部数
7	「火災予防運動」実施に伴う防火ポスター掲示依頼について 区連会議題 4 【泉消防署総務・予防課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

泉区連長会資料
令和6年10月18日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社泉区地区委員会
委員長 山口 賢

令和6年度 日赤会費(活動資金)募集実績及び地区交付金について

日本赤十字社の活動につきましては、多大なご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。
今年度の強化運動月間の会費(活動資金)募集実績は、次のとおりとなりました。自治会町内会長の皆様にご尽力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。
今後とも災害救援事業、救急法普及等、地域の実情に応じた活動を展開してまいりますので引き続き、ご理解とご協力をお願いします。
なお、地区交付金につきましては、10月下旬頃に各地区連合自治会町内会様の口座にお振り込みしますので、ご確認くださいませようお願いします。

1 日赤会費(活動資金)実績

令和6年9月30日現在

実績額 (円)	目安額 (円)
7,286,120 円 (地区連合未加入分 276,500 円含)	9,240,600 円

参考：昨年度実績額 8,204,062 円 (令和6年3月31日時点)

2 地区交付金額 (地区合計額)

地区活動費 (一律 20,000 円×12 地区)	地区還元金 (実績の6%) ※1,000 円未満は切り捨て	交付金合計額
240,000 円	416,000 円	656,000 円

【事務局】

日赤泉区地区委員会 担当：藤原

泉区和泉中央南 5-4-13 (泉区社会福祉協議会内)

TEL (802) 2150 FAX (804) 6042

令和6年度 日本赤十字社会費(活動資金)募集実績額

令和6年9月30日現在

連 合 名	実績額	地区還元金 ※2	地区交付金額 ※3
中 川 連 合 町 内 会	1,041,920円	62,000円	82,000円
緑 園 連 合 自 治 会	725,589円	43,000円	63,000円
新 橋 連 合 自 治 会	469,090円	28,000円	48,000円
和 泉 北 部 連 合 自 治 会	339,560円	20,000円	40,000円
和 泉 中 央 連 合 自 治 会	933,984円	56,000円	76,000円
下 和 泉 連 合 町 内 会	208,500円	12,000円	32,000円
富 士 見 が 丘 連 合 自 治 会	543,853円	32,000円	52,000円
上 飯 田 連 合 自 治 会	660,400円	39,000円	59,000円
上 飯 田 団 地 連 合 自 治 会	204,050円	12,000円	32,000円
い ち ょ う 団 地 連 合 自 治 会	219,100円	13,000円	33,000円
中 田 連 合 自 治 会	1,305,124円	78,000円	98,000円
し ら ゆ り 連 合 自 治 会	358,450円	21,000円	41,000円
連 合 合 計	7,009,620円	416,000円	656,000円
連 合 未 加 入	276,500円		グリーンガーデン弥生台 本郷町内会 上飯田団地第1 上飯田団地第2住宅 グリーンハイム弥生台B地区 グリーンハイム弥生 台C地区 南桜自治会 西が岡第二自治 会
合 計	7,286,120円	416,000円	

※1 「地区還元金」は、実績額×6%(1,000円未満切り捨て)となります。

※2 「地区交付金」は、地区活動費(20,000円)+地区還元金 となります。

令和6年10月18日

【各連合町内会】 様

日赤泉区地区委員会
委員長 山口 賢

令和6年度 日赤会費(活動資金)募集実績及び地区交付金について

日本赤十字社の活動につきましては、多大なご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今年度の強化運動月間の会費(活動資金)募集実績は、次のとおりとなりました。自治会町内会長の皆様にご尽力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今後とも災害救援事業、救急法普及等、地域の実情に応じた活動を展開してまいりますので引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

なお、地区交付金につきましては、10月下旬頃に各地区連合自治会町内会様の口座にお振り込みしますので、ご確認くださいませようお願いします。

地区交付金 (実績額【実績額】)

地区活動費	地区還元金 (実績の6%)	交付金合計額
20,000 円	【地区還元金】	【地区交付金額】

※地区募集費は、1000円未満切り捨てで計算されております。

お振込日 令和6年10月下旬頃

【事務局】

日赤泉区地区委員会 担当：藤原

泉区和泉中央南 5-4-13 (泉区社会福祉協議会内)

TEL (802) 2150 FAX (804) 6042

泉区連長会資料
令和6年10月18日
泉区青少年指導員協議会

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

泉区青少年指導員協議会
会長 國分 満義

**第38回泉区青少年フェスティバル出演者及び司会者募集にかかる
ポスターの掲出について(ご依頼)**

平素より、泉区青少年指導員協議会の諸活動にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

当協議会では、青少年の地域での活動の発表の場として、泉区青少年フェスティバルを開催いたします。

つきましては、各自治会町内会の掲示板へ、出演者及び司会者募集のポスターを掲出していただきますよう、お願いします。

1 日程

令和7年3月2日(日)

2 概要

青少年の皆さんが日頃打ち込んでいる音楽活動などの成果を発表して頂きます。

担当：泉区青少年指導員協議会事務局
(泉区役所地域振興課内)
TEL：045-800-2392
担当：澤村・江原

第38回

泉区青少年フェスティバル 出演者募集

日ごろの練習成果を、泉公会堂のステージで発表してみませんか？

開催日時 令和7年3月2日（日）
10：00～15：00（予定）

会場 泉公会堂ホール

募集
要項

ジャンル	問いません。
募集数	12組程度 ※応募者多数の場合は抽選となります。
対象	区内在住・在学の小学生から高校生。
注意	<ul style="list-style-type: none">・出演時間は、入退場なども含め20分以内です。・楽器を含め発表で使用する物品等は各自でご用意の上、当日ご持参ください。 なお、マイク、大型の楽器となりますグランドピアノ及びドラムセットのみ貸し出しも可能となります。但し、機種等ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。・出演可否については、令和6年12月19日（木）までに応募者全員に通知します。・出演者説明会には必ずご出席ください。 【日時】令和7年1月25日（土）10:00から1時間程度 【場所】泉区役所1階 1A会議室 ※原則リハーサルはありません。ご希望者のみ、前日19時以降に立ち位置やライトの確認等はできませんが、各自10分程度でお願いします。事前予約制となりますので、詳細は参加申込書をご確認ください。
応募締切	令和6年12月4日（水） 17時必着
応募方法	出演申込書（地域振興課窓口で配布又はURLからダウンロード）に必要事項をご記入の上、Eメール、FAX、郵送または直接お申し込みください。
応募先 問合せ	泉区青少年指導員協議会事務局 〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 泉区役所地域振興課（309窓口） TEL：045-800-2392 FAX：045-800-2507 Eメール：iz-chishin@city.yokohama.jp URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/kosodate_kyoiku/ikusei/gakko/seishounensidouin.html

泉区 青少年指導員

検索



司会者同時募集！

当日、ステージの司会をやってみたい中学生・高校生（泉区在住・在学）の方を3名程度募集します。ご希望の方は12/4（水）17時までに地域振興課までお問い合わせください。（応募多数の場合は抽選となります。）

区連会 10 月定例会説明資料 令和 6 年 10 月 18 日 みどり環境局 戦略企画課 財政局 税務課

横浜みどりアップ計画[2019-2023] 5か年の 実績報告について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

また、2024 年 4 月からは 4 期目となる新たな 5 か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。

このたび、2019 年度から 2023 年度までの 5 か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配布資料

- (1) 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 5か年の実績概要リーフレット
- (2) 5か年[2019 年度～2023 年度]の区別実績
- (3) 「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

横浜みどりアップ計画の広報に関すること
みどり環境局戦略企画課 TEL:671-2712 FAX:550-4093

横浜みどり税に関すること
財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775

効果的な広報の展開

みどりに関するイベントへの出展や、「広報よこはま」等への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画の取組と成果を知っていただけるよう広報を展開しました。



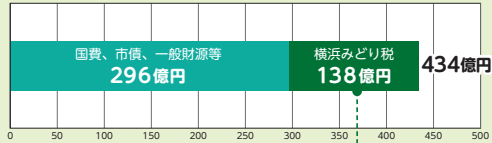
イベントでの広報



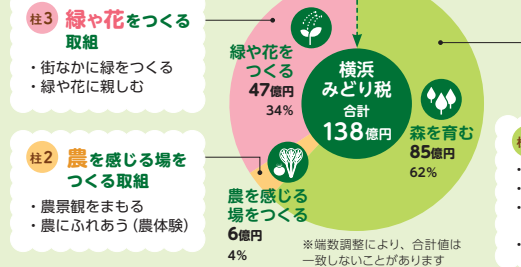
広報よこはま 令和6年3月号

計画の事業費と横浜みどり税(5か年の累計)

5か年(2019~2023年度)の事業費 (うち横浜みどり税)



計画の柱ごとの横浜みどり税活用額



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2019年度からの5か年の事業費434億円のうち、横浜みどり税を138億円充当し、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした緑の保全・創出、育成に取り組みました。

横浜みどり税の課税方式

- 【個人】市民税の均等割に年間900円上乗せ
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
- 【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ



横浜みどりアップ計画 市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめたほか、広報誌「YokohamaみどりアップAction」を9号発行しました。



Yokohama
みどりアップ
Action



詳しくはHPを
ご覧ください

実績報告書はHPを
ご覧ください。
区ごとの実績もご
覧いただけます。



横浜みどりアップ計画 検索

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」の広報について
みどり環境局戦略企画課

TEL 045-671-2712 FAX 045-550-4093

「横浜みどり税」について
【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課
【法人市民税】財政局法人課税課

TEL 045-671-2253 FAX 045-641-2775
TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481

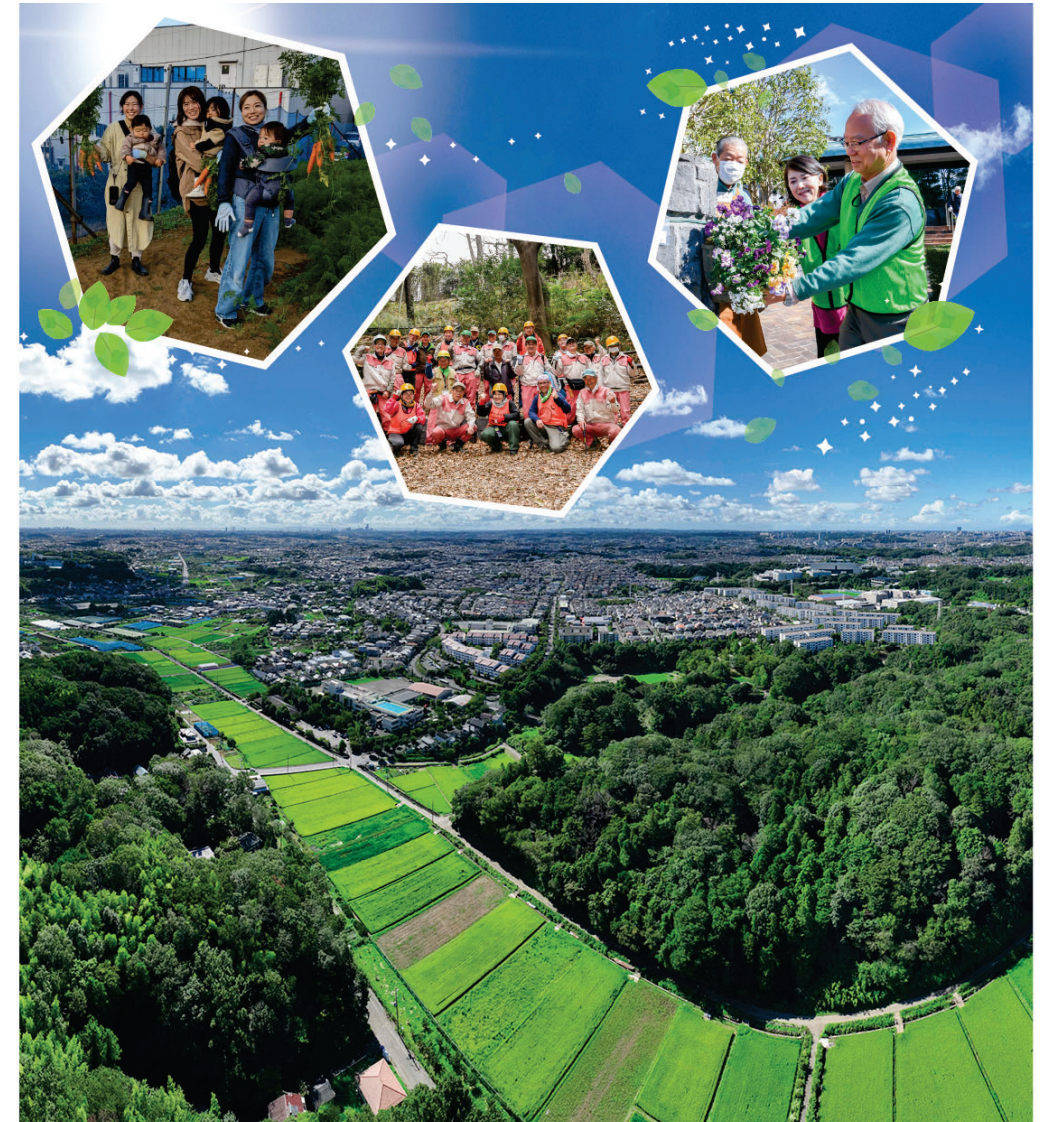


横浜みどりアップ 葉っぱー

令和6年10月発行 横浜市みどり環境局戦略企画課

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

5か年の実績 概要(2019年度~2023年度の実績)



青葉区寺家町

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を実施しました。

このリーフレットは、2019~2023年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



計画の柱1

市民とともに次世代につなぐ森を育む

樹林地の保全が進んでいます

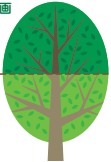
5か年で176.9ha、計画開始以降15年間で新たに1,082.5haの樹林地を緑地保全制度により指定しました。計画開始前は40年間で861.9ha指定しており、3倍以上のスピードで保全が進みました。

これまでのみどりアップ計画
(2009~2018年度)

10年間 **905.6ha**

みどりアップ計画以前
(1969~2008年度)

40年間 **861.9ha**



2019~2023年度

176.9ha

+ = 1,082.5ha

▶ 緑地保全制度による新規指定 **176.9ha**

▶ 市による買取り **75.6ha**



下瀬谷特別緑地保全地区/瀬谷区

森に親しむための機会が広がっています

森に親しむことができるように、市民の森などを整備したほか、ガイドマップの作成や子ども向けのイベントを開催しました。

▶ 保全した樹林地の整備 **381か所**

▶ 市内大学や関係団体と連携したイベント、
区主催による森でのイベント **382回**



間伐材を活用したクラフト教室/
鶴見区



森の中のプレイパーク/
南図書館/南区

樹林地の維持管理や安全の確保を 市民協働で進めています

樹林地を良好かつ安全に維持管理するとともに、樹林地所有者に対しての維持管理費用の助成を行いました。

▶ 森の維持管理 **樹林地811か所、公園196か所**

▶ 維持管理の助成 **688件**



保全管理計画や森づくりガイドラ
インを活用した維持管理/泉区



樹林地所有者に対する維持管理支援
作業前後/旭区



計画の柱2

市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な農景観を保全しています

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の草刈りや植栽等、周辺環境と調和した良好な農景観を維持・形成しました。

▶ 水田保全面積 **111.1ha**



水田の保全/青葉区



土砂流出防止対策/都筑区

農とふれあう場や機会が増えています

気軽に農体験ができる収穫体験農園や、自分で考えた栽培プランで自由に野菜づくりを楽しむことができる認定市民菜園など、市民ニーズに合わせた農園の開設を進めるとともに、市民が農について学ぶイベントや講座を実施しました。

▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 **19.8ha**

▶ 横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施 **422回**



収穫体験農園/神奈川区



認定市民菜園/磯子区

地産地消が拡大しています

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等を支援しました。

▶ 直売所・青空市等の支援 **262件**



みなとみらい農家朝市/西区



柴シーサイド恵みの里直売所/金沢区



計画の柱3

市民が実感できる緑や花をつくる

緑と花の空間づくりを進めています

公共施設や保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出・育成しました。

▶ 公共施設・公有地での緑の創出 **39か所**

▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 **203か所**



横浜子ども科学館/磯子区



保育園での緑の創出/港北区

緑や花で街の賑わいづくりを創出しています

多くの市民が集まる都心部等の公共空間などで、緑や花により街の魅力を向上させ、賑わいづくりを推進しました。

▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと
維持管理 **71か所**



横浜児童遊園地/保土ヶ谷区



山下公園/中区

市民や企業の皆さんと緑と花の取組を 全区で進めています

地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、実現していくための「地域緑のまちづくり」を推進しました。オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。

▶ 地域緑のまちづくり **23地区**

▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 **18区で推進**



地域の花いっぱいにつながる取組/
港南区



緑や花を身近に感じる各区の取組/
栄区

市民の森

～計画開始以降16か所の市民の森が開園～

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しながら、その緑地を散策や憩いの場として公開する「市民の森」制度を創設しました。「市民の森」は計画開始前の27か所から16か所増え、現在43か所を公開しています。

～ボランティアの皆さんによる良好な森づくり～

市民の森では、愛護会や森づくり活動団体など、ボランティアの皆さんが、草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育といった「森づくり活動」を行っています。



池辺市民の森/都筑区

「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」 計画期間に開園した4か所の市民の森



長津田市民の森/緑区
2020年4月1日開園
クヌギやコナラを主とした広葉樹林が残り、コケラやエナガ、シジュウカラなどの様々な鳥が生息しています。



市沢市民の森/旭区
2021年4月1日開園
緑陰や水辺の風景を楽しむながら散策ができるほか、ホテルや鳥類などを観察することができます。



名瀬・上矢部市民の森/戸塚区
2022年3月28日開園
コナラなどの広葉樹林からなる雑木林で、山裾沿いには竹林がみられ、昔ながらの里山の自然景観を楽しむことができます。



今井・境木市民の森/保土ヶ谷区
2022年4月1日開園
クヌギやコナラなどの広葉樹林と、スギやヒノキなどの針葉樹林が広がり、尾根道を歩くことで四季折々の緑の風景を楽しむことができます。

よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、
横浜市は、市民・事業者の皆様「横浜みどり税」をご負担いただき、
緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



横浜みどり税について

横浜みどり税の
税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。

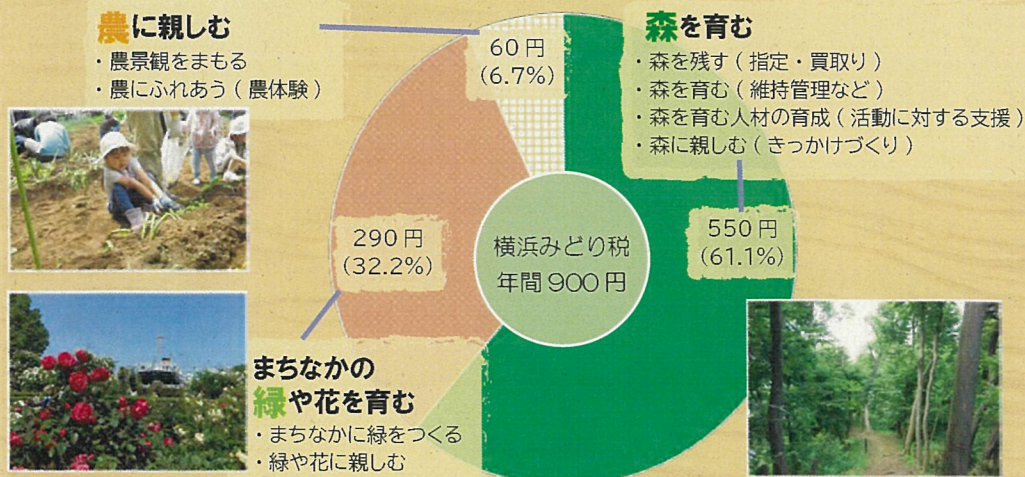


横浜みどり税の
使途

「横浜みどりアップ計画」のうち、下記の横浜みどり税の使途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどり税（年間900円）の使いみち



横浜みどりアップ計画 [2024-2028]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

みどり税を活用した取組

市民とともに
次世代につなぐ**森**を育む

5か年の主な取組

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

市民が身近に
農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開

市民が実感できる
緑や花をつくる

5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開



森林環境税（国税）と横浜みどり税

Q 国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



A 目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが異なります。

● 森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

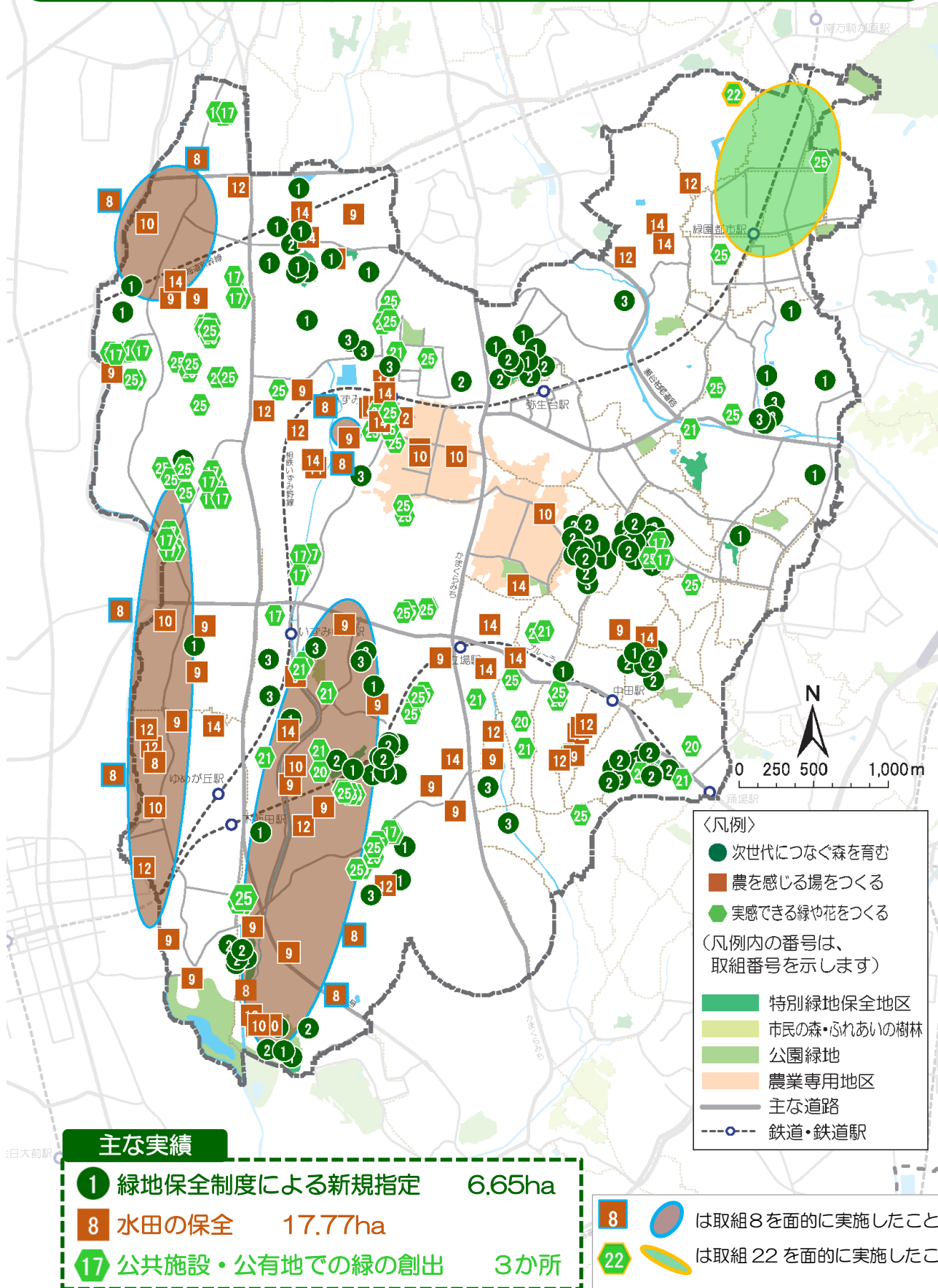
趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について
▶ 区役所税務課 または 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について
▶ みどり環境局戦略企画課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093

泉区



計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

○緑地保全制度による新規指定 6.65ha

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019年度 0.1ha 和泉町早稲田特別緑地保全地区（指定拡大）

2020年度 0.2ha 岡津町金堀谷特別緑地保全地区（指定拡大）

2021年度 0.6ha 和泉町蟹沢特別緑地保全地区

2023年度 2.1ha 和泉町内林特別緑地保全地区、和泉町大坪特別緑地保全地区、和泉中央南二丁目特別緑地保全地区

・緑地保存地区

2019年度 0.2ha 上飯田町、中田北三丁目

2020年度 0.1ha 岡津町

2023年度 0.5ha 岡津町、中田北一丁目、和泉が丘三丁目

・源流の森保存地区

2019年度 1.1ha 和泉町、岡津町、下和泉四丁目

2020年度 0.9ha 和泉町（4か所）

2021年度 0.8ha 和泉町、上飯田町

・その他

2021年度 0.05ha 岡津町ふれあい公園

○市による買取り

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019年度 1地区 和泉町天王森特別緑地保全地区

2020年度 1地区 和泉町早稲田特別緑地保全地区

2021年度 1地区 和泉町早稲田特別緑地保全地区

2023年度 1地区 新橋市民の森

・市民の森等

2019年度 1地区 古橋市民の森

○保全した樹林地の整備 24 か所

2019年度	5か所	和泉町天王森特別緑地保全地区、新橋市民の森、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林、鯉ヶ久保ふれあいの樹林
2020年度	5か所	古橋市民の森、新橋市民の森（2か所）、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林
2021年度	5か所	古橋市民の森、新橋市民の森（2か所）、泉の森ふれあい樹林、鯉ヶ久保ふれあいの樹林
2022年度	5か所	古橋市民の森、新橋市民の森、泉の森ふれあい樹林（2か所）、中田ふれあいの樹林
2023年度	4か所	和泉町天王森特別緑地保全地区、和泉町早稲田特別緑地保全地区、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林

2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

○森の維持管理 42 か所

・保全管理計画の策定（樹林地）

2019年度 1か所 泉の森ふれあい樹林

・保全管理計画の策定（公園）

2019年度 1か所 天王森泉公園

・維持管理（樹林地）

2019年度 8か所 和泉町早稲田特別緑地保全地区、古橋市民の森、新橋市民の森、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林、鯉ヶ久保ふれあいの樹林、中田ふれあいの樹林、鯉ヶ久保緑地

2020年度 8か所 古橋市民の森、新橋市民の森、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林、鯉ヶ久保ふれあいの樹林、中田ふれあいの樹林、和泉町早稲田緑地、鯉ヶ久保緑地

2021年度 6か所 古橋市民の森、新橋市民の森、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林、鯉ヶ久保ふれあいの樹林、中田ふれあいの樹林

2022年度 6か所 古橋市民の森、新橋市民の森、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林、鯉ヶ久保ふれあいの樹林、鯉ヶ久保緑地

2023年度 6か所 古橋市民の森、新橋市民の森、中田宮の台市民の森、泉の森ふれあい樹林、鯉ヶ久保ふれあいの樹林、中田ふれあいの樹林

・維持管理（公園）

2019年度 1か所 鍋屋の森

2020年度 2か所 鍋屋の森、天王森泉公園

2021年度 1か所 鍋屋の森

2022年度 1か所 鍋屋の森

2023年度 1か所 鍋屋の森

3 指定した樹林地における維持管理の支援

○維持管理の助成 36件

2019年度	7件	和泉町（3件）、上飯田町（2件）、中田北三丁目、中田東二丁目
2020年度	14件	和泉町（7件）、和泉中央南三丁目、和泉中央南五丁目、岡津町（3件）、新橋町、中田西四丁目
2021年度	7件	和泉町（2件）、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、岡津町（2件）、下和泉四丁目、
2022年度	3件	和泉町（2件）、岡津町
2023年度	5件	和泉町（2件）、和泉中央南三丁目、岡津町、中田西四丁目

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

8 水田の保全

○水田保全面積 17.77ha

2019年度	19.28ha	和泉町、上飯田町、下飯田町
2020年度	18.74ha	和泉町、上飯田町、下飯田町
2021年度	17.79ha	和泉町、上飯田町、下飯田町
2022年度	17.51ha	和泉町、上飯田町、下飯田町
2023年度	17.77ha	和泉町、上飯田町、下飯田町

○水源・水路の確保 3か所

2020年度	1か所	泉区下飯田町水利組合
2022年度	2か所	下和泉農地利用組合（水源、水路）

9 特定農業用施設保全契約の締結

○特定農業用施設保全契約の締結 29件

2019年度	8件	和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町（2件）、上飯田町（2件）、下飯田町、中田西三丁目
2020年度	8件	和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉町（3件）、和泉中央南四丁目、中田東四丁目、上飯田町
2021年度	4件	和泉町、上飯田町（2件）、下飯田町
2022年度	5件	和泉町（3件）、下飯田町（2件）
2023年度	4件	和泉町、和泉中央南一丁目、上飯田町、中田南三丁目

10 農景観を良好に維持する活動の支援

○まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

・集団農地維持 68.5ha

2019年度	68ha	柳明水利組合、下和泉農地利用組合、中下水利組合、泉区下飯田町水利組合、中田緑の大地を守る会
--------	------	---

2020年度	68.6ha	柳明水利組合、下和泉農地利用組合、中下水利組合、泉区下飯田町水利組合、中田緑の大地を守る会、蔵関水利組合
--------	--------	--

2021年度	68.4ha	柳明水利組合、下和泉農地利用組合、中下水利組合、泉区下飯田町水利組合、中田緑の大地を守る会、蔵関水利組合
--------	--------	--

2022年度	68.6ha	柳明水利組合、下和泉農地利用組合、中下水利組合、泉区下飯田町水利組合、中田緑の大地を守る会、蔵関水利組合
--------	--------	--

2023年度	68.5ha	柳明水利組合、下和泉農地利用組合、中下水利組合、泉区下飯田町水利組合、中田緑の大地を守る会、蔵関水利組合
--------	--------	--

・農地縁辺部への植栽 10件

2019年度	2件	中田緑の大地を守る会、横浜市泉区並木谷農業専用地区協議会
--------	----	------------------------------

2020年度	2件	中田緑の大地を守る会、横浜市泉区並木谷農業専用地区協議会
--------	----	------------------------------

2021年度	2件	中田緑の大地を守る会、横浜市泉区並木谷農業専用地区協議会
--------	----	------------------------------

2022年度	2件	中田緑の大地を守る会、横浜市泉区並木谷農業専用地区協議会
--------	----	------------------------------

2023年度	2件	中田緑の大地を守る会、横浜市泉区並木谷農業専用地区協議会
--------	----	------------------------------

・土砂流出防止対策 1件

2023年度	1件	中田緑の大地を守る会
--------	----	------------

○周辺環境に配慮した活動への支援

・牧草等による環境対策 4.15ha

2019年度	0.31ha	上飯田町（3か所）
--------	--------	-----------

2020年度	0.39ha	上飯田町（2か所）、下和泉四丁目
--------	--------	------------------

2021年度	1.53ha	和泉町（7か所）、上飯田町（2か所）
--------	--------	--------------------

2022年度	0.72ha	和泉町（3か所）、上飯田町（3か所）
--------	--------	--------------------

2023年度	1.21ha	和泉町（3か所）、上飯田町（5か所）
--------	--------	--------------------

・たい肥化設備等の支援 1件

2023年度	1件	中田北一丁目
--------	----	--------

12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

○様々なニーズに合わせた農園の開設 1.69ha

・収穫体験農園

2019年度 0.39ha 和泉町（2か所）、下飯田町、中田南三丁目

2020年度 0.13ha 上飯田町、中田南三丁目

2021年度 0.07ha 中田南三丁目

2022年度 0.30ha 和泉町、下飯田町、中田南三丁目

2023年度 0.33ha 池の谷、和泉町、下飯田町、新橋町、中田南三丁目

・市民農園

2019年度 0.33ha 和泉町、中田西三丁目

2020年度 0.14ha 和泉町、下飯田町

14 地産地消にふれる機会の拡大

○直売所・青空市等の支援 24件

・直売所・加工所

2019年度 3件 和泉町、中田町、中田西三丁目

2020年度 6件 和泉が丘二丁目、新橋町、和泉町（2件）、下飯田町、上飯田町

2021年度 3件 上飯田町（2件）、中田北一丁目

2022年度 3件 和泉町、新橋町、中田西二丁目

2023年度 4件 和泉町（3件）、新橋町

・青空市・マルシェ等

2019年度 1件 いずみ野即売会

2020年度 1件 いずみ野即売会

2021年度 1件 いずみ野即売会

2022年度 1件 いずみ野即売会

2023年度 1件 いずみ野即売会

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

17 公共施設・公有地での緑の創出・育成

○緑の創出 3か所

2019年度 1か所 泉区民文化センター

2020年度 1か所 下和泉地区センター

2022年度 1か所 泉スポーツセンター

○緑の維持管理 32か所

2019年度 6か所 泉区庁舎、上飯田地区センター、日向山公園、市有地（いちよう小学校跡地）、市有地（上飯田団地入り口付近）、市有地（向ヶ丘自治会館横）

2020年度 6か所 泉区庁舎、上飯田地区センター、市有地（いちよう小学校跡地）、市有地（上飯田団地入り口付近）、市有地（向ヶ丘自治会館横）、日向山公園

2021年度 7か所 泉区庁舎、上飯田地区センター、下和泉地区センター、市有地（いちよう小学校跡地）、市有地（上飯田団地入り口付近）、市有地（向ヶ丘自治会館横）、日向山公園

2022年度 6か所 泉区庁舎、上飯田地区センター、市有地（いちよう小学校跡地）、市有地（上飯田団地入り口付近）、市有地（向ヶ丘自治会館横）、日向山公園

2023年度 7か所 泉区庁舎、泉スポーツセンター、上飯田地区センター、市有地（いちよう小学校跡地）、市有地（上飯田団地入り口付近）、市有地（向ヶ丘自治会館横）、日向山公園

18 街路樹による良好な景観の創出・育成

○良好な維持管理

2019年度	中田さちが丘線（緑園）、和泉町第33・88号線（和泉川沿い）ほか 計588本
2020年度	上飯田第112号線（弥生台）、中田さちが丘線（領家地区）ほか 計682本
2021年度	中田さちが丘線（緑園）、中田さちが丘線（領家地区）ほか 計452本
2022年度	中田さちが丘線（緑園）、上飯田126号線（上飯田小学校前通り）ほか 計693本
2023年度	中田さちが丘線（領家地区）、環状4号線（上飯田町）ほか 計399本

20 建築物緑化保全契約の締結

○建築物緑化保全契約の締結 5件

2019年度	4件	中田西二丁目（3件）、中田東一丁目
2020年度	1件	和泉町

21 名木古木の保存

○名木古木の保存

・維持管理の助成

2019年度	3本	中田西二丁目、和泉中央南四丁目、和泉町
2020年度	3本	和泉町、中田南一丁目（2本）
2021年度	1本	和泉町
2022年度	8本	和泉町（2本）、岡津町、中田東三丁目（2本）、中田西二丁目（2本）、中田南一丁目
2023年度	2本	中田南一丁目（2本）

22 地域緑のまちづくり

○地域緑のまちづくり事業に関する協定の締結 1地区

・新規

2020年度	1地区	緑園都市地区
--------	-----	--------

・継続

2021年度	1地区	緑園都市地区
2022年度	1地区	緑園都市地区
2023年度	1地区	緑園都市地区

23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

○緑や花を身近に感じる各区の取組

2019年度	区内各駅における植栽設置、泉区庁舎前の花壇改修
2020年度	泉区庁舎・区内公園内・立場駅前の花壇整備
2021年度	区民利用施設における花壇整備
2022年度	区庁舎前花壇の植栽、区内公園内・立場駅前の花壇整備
2023年度	区庁舎前花壇の植栽、区内公園内・立場駅前の花壇整備、啓発物品の作成・配布

○地域の花いっぱいにつながる取組

2019年度	花の種の配布、花苗などの配布（いずみ台公園ほか 30 か所）
2020年度	球根などの配布（泉が丘公園ほか 33 か所）
2021年度	球根などの配布（和泉アカシア公園ほか 43 か所）
2022年度	球根などの配布（和泉アカシア公園ほか 36 か所）
2023年度	花壇講習会（しらゆり公園）、花苗などの配布（いずみ台公園ほか 36 か所）

24 人生記念樹の配布

○人生記念樹の配布 1,192 本

2019年度	248 本
2020年度	222 本
2021年度	282 本
2022年度	241 本
2023年度	199 本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出 5か所

2019年度 2か所 中田小学校、上飯田小学校

2021年度 1か所 中和田南小学校

2022年度 2か所 小学館アカデミーりょくえんとし保育園、和泉小学校

○緑の維持管理 60か所

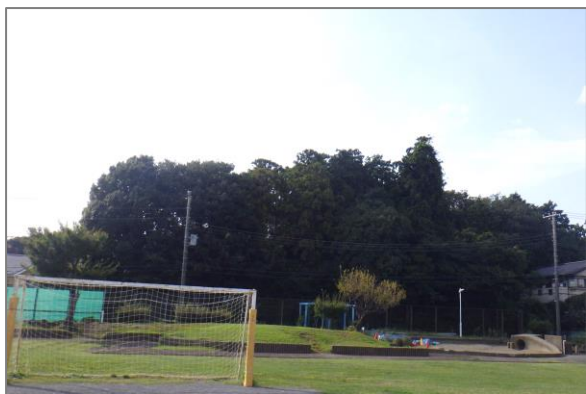
2019年度 8か所 和泉保育園、北上飯田保育園、飯田北いちよう小学校、伊勢山小学校、下和泉小学校、泉が丘中学校、上飯田中学校、中和田中学校

2020年度 20か所 和泉保育園、北上飯田保育園、飯田北いちよう小学校、和泉小学校、いずみ野小学校、伊勢山小学校、岡津小学校、上飯田小学校、葛野小学校、下和泉小学校、中田小学校、中和田南小学校、西が岡小学校、緑園東小学校、泉が丘中学校、いずみ野中学校、岡津中学校、上飯田中学校、中田中学校、中和田中学校

2021年度 9か所 和泉保育園、北上飯田保育園、飯田北いちよう小学校、いずみ野小学校、伊勢山小学校、上飯田小学校、下和泉小学校、泉が丘中学校、中和田中学校

2022年度 14か所 和泉保育園、北上飯田保育園、飯田北いちよう小学校、和泉小学校、いずみ野小学校、伊勢山小学校、上飯田小学校、下和泉小学校、中田小学校、中和田南小学校、西が岡小学校、泉が丘中学校、上飯田中学校、中和田中学校

2023年度 9か所 和泉保育園、北上飯田保育園、飯田北いちよう小学校、いずみ野小学校、下和泉小学校、中和田南小学校、泉が丘中学校、上飯田中学校、中和田中学校



1 緑地保全制度による新規指定
(和泉中央南二丁目特別緑地保全地区)



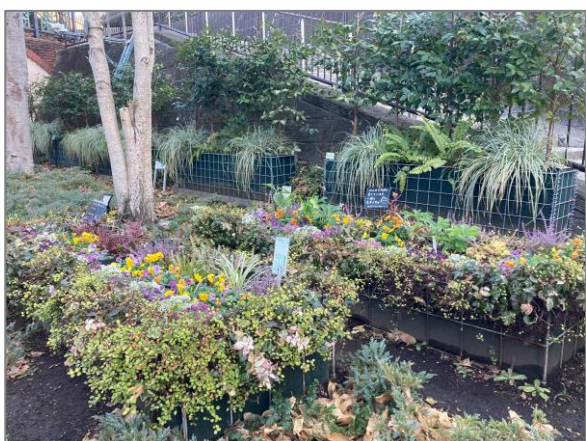
1 緑地保全制度による新規指定
(和泉町内林特別緑地保全地区)



8 水田の保全
(和泉町)



12 収穫体験農園の開設
(和泉町)



22 地域緑のまちづくり
(緑園都市地区)



23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
(しらゆり公園)

泉区連長会資料
令和6年10月18日
泉消防署総務・予防課

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長
阿部 英弥

「火災予防運動」実施に伴う防火ポスター掲示のお願い（依頼）

秋冷の候 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、消防行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年11月9日（土）から11月15日（金）まで「秋の火災予防運動」及び令和7年3月1日（土）から3月7日（金）まで「春の火災予防運動」が実施されます。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、火災予防啓発ポスターを各自治会町内会に配布させていただきますので、各自治会町内会の掲示板等に御掲示いただき、防火意識の高揚に御協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1 ポスター掲示期間

ポスター配布日から令和7年3月31日（月）まで

（期日になりましたら、お手数をお掛けしますが、お取り外しいたadakimasuようお願いいたします。）

2 その他

今年度のポスターは各学年入賞者個別ポスターもしくは全体集合ポスターいずれかの掲示となります。なお、本ポスターは転写・複製等することはできませんので、不足の場合は下記担当まで御連絡をお願いいたします。

担当：泉消防署総務・予防課予防係
三浦、藤木
電話：045-801-0119

火災予防運動実施中!!(泉区)

令和6年11月9日から11月15日まで

令和7年3月1日から3月7日まで



小学1年生部門優秀作品
伊勢山小学校 土井 咲奈さん



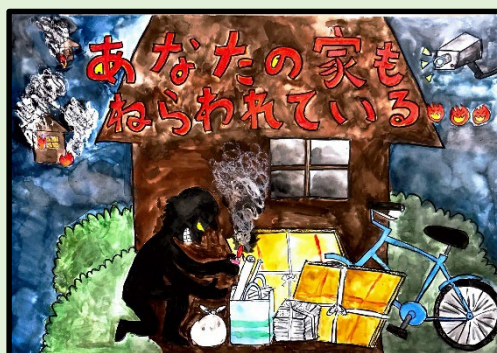
小学2年生部門優秀作品
岡津小学校 石渡 なのさん



小学3年生部門優秀作品
東中田小学校 中村 日夏莉さん



小学4年生部門優秀作品
葛野小学校 法隆 育都さん



小学5年生部門優秀作品
上飯田小学校 遠藤 優莉愛さん



小学6年生部門優秀作品
新橋小学校 上遠野 琴莉さん



泉区連長会資料
令和6年10月18日
泉消防署総務・予防課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長
阿部 英 弥

住宅用火災警報器の抽選配布についての御案内

この度、泉火災予防協会から、「地域で火災による死者が発生することを防ぎたい。」との御趣旨から、火災の早期発見に効果の高い住宅用火災警報器の寄附をいただきました。

つきましては、泉区内の70歳以上の方がお住まいの世帯を対象に住宅用火災警報器を抽選で無償配布することといたします。

応募方法等、事業の詳細につきましては、別添の募集案内を御参照ください。御不明な点につきましては、下記問合せ先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

○住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、火災の早期発見に有効な機器です。まだ設置されていない方は、早急な設置をお願いします。

また、警報器は一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行ってください。

○泉火災予防協会とは

火災予防に関する普及啓発、研修会や訓練会の開催などを通じて防災・防災に取り組んでいる団体です。

現在、211事業所の企業等が参加しています。



【問合せ先】

泉消防署総務・予防課予防係
三浦・藤木
045-801-0119

住宅用火災警報器の抽選配布について（募集案内）

1 配布品及び配布数

単独型住宅用火災警報器100組 煙式2個1組で配布します。

2 応募対象世帯

泉区内の70歳以上の方がお住まいの世帯

ただし、市営住宅、県営住宅及びUR賃貸住宅にお住まいの方、令和3年度から5年度の当選者は応募対象としません。

3 申込み方法

電子申請、FAX、郵送、メール、来庁によるものとします。

※ 応募方法の詳細は、「8 応募要領」を参照してください。

※ 1世帯1回の応募に限るものとします。

4 申込み期間

令和6年11月1日から11月30日まで

5 申込み先（お問い合わせ）

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1

横浜市泉消防署 総務・予防課 予防係

TEL/FAX 045-801-0119

6 抽選結果の発表

当選者へ郵送でお知らせいたします。（令和6年12月上旬）

7 配布の方法

当選された方へは、泉消防署において住宅用火災警報器を配布いたしますので、令和6年12月以降（土日祝日を除く。）に当選はがきを持参してお受け取りをお願いします。消防署での受け取りが難しい場合は、別途ご相談ください。

8 応募要領

(1) 電子申請

二次元コードを読み取り、申し込みフォームに必要事項を入力してください。

二次元コードが読み込めない場合は、泉消防署のウェブページからアクセスしてください。



申込用二次元コード

横浜市泉消防署



(2) F A X ・ 郵 送 ・ メ ー ル

下記の応募用紙等（必ずしも下記の応募用紙を活用する必要はありません。どのような紙でも結構です）に①郵便番号・住所、②氏名（ふりがな）、③年齢、④電話番号を記載し、F A X の場合は「泉消防署 総務・予防課 住宅用火災警報器配布担当宛」（045-801-0119）にF A X 送信、郵送の場合は「泉消防署 総務・予防課 住宅用火災警報器配布担当宛」（〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1）に郵送、メールの場合は「泉消防署 予防係メールアドレス」(sy-izumi-yobo@city.yokohama.jp) に送付してください。

(3) 来 庁

下記の応募用紙等（必ずしも下記の応募用紙を活用する必要はありません。どのような紙でも結構です）に①郵便番号・住所、②氏名（ふりがな）、③年齢、④電話番号を記載した用紙を泉消防署総務・予防課へご持参ください。消防署に来ていただき、上記①～④を用紙に記載していただいても構いません。

なお、消防出張所での受付は、災害出場等で職員が不在の場合があります。

9 その他

- (1) 応募対象世帯に該当しない場合は、住宅用火災警報器の配布はできませんのでご了承ください。
- (2) 応募の際にいただいた個人情報は、当事業の目的以外には使用しません。
- (3) 住宅用火災警報器の取付けが困難な場合は、消防署職員により取付け支援をいたしますので、お受け取りの際、お申し出ください。
- (4) 賃貸住宅にお住まいの方は、住宅用火災警報器の交換に関して所有者等と相談して実施してください。

住宅用火災警報器抽選配布 応募用紙

応募期間：令和6年11月1日～11月30日

住 所	〒245- 横浜市泉区		
ふりがな			
氏 名			
年 齢	歳	電話番号	
消防署 受付日	令和6年11月 日		

※太枠のみ記入してください。

年末年始のごみと資源物の収集日程について

1 事業の趣旨

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 年末年始の収集日程について

(1) 12 月 31 日 (火) から 1 月 3 日 (金) まで、収集をお休みさせていただきます。

(2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日 (月) まで、年始は 1 月 4 日 (土) から通常の曜日どおり収集します。

4 広報について

(1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出

※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。

(2) 各集積場所に収集日程表を貼付

(3) 広報よこはま 12 月号 (市版)

(4) ごみ収集車によるアナウンス

(5) 市・局ホームページへの掲載

(6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

5 資料 (裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係 (収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係 (広報に関するお問合せ)

電話：671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX：業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(火)から1月3日(金)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



横浜市資源循環局マスコットイーオ

収集日程をお確かめの上、ルールを守ってお出してください。		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装 またはプラスチック資源	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日(土)	通常の曜日どおり収集します		
	29日(日)	収集はお休みです		
	30日(月)	通常の曜日どおり収集します		
1月	31日(火)	収集はお休みです		
	1日(水)			
	2日(木)			
	3日(金)			
	4日(土)	通常の曜日どおり収集します		
	5日(日)	収集はお休みです		
	6日(月)	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(火)から1月3日(金)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。

← 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

地区連合自治会町内会会長 様
自治会町内会会長 様

泉区総務課長

「令和6年度泉区人権啓発講演会」の開催について（御案内）

日頃から、人権啓発の取組に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度の泉区人権啓発講演会を、12月4日(水)に開催しますので御案内します。

今年度は、「発達障害の子とハッピーに暮らすヒント ～家族も地域もみんなで～」というテーマで、ゆるみ☆子育て代表の堀内祐子氏に講演をいただきます。また、講演会の模様を撮影した動画を1月下旬頃からYouTubeにて配信予定ですので、当日に御参加いただけない方も動画での聴講が可能です。

つきましては、各自治会町内会の皆様への周知について、御協力をお願いします。多くの皆様の御参加をお待ちしています。

なお、当講演会は広報よこはま泉区版11月号にも掲載予定です。

1 概要

- (1) 日時 令和6年12月4日(水) 10時30分から12時まで（10時開場）
※YouTubeの動画配信は1月下旬頃から3月末までを予定しています。
- (2) 会場 泉公会堂（泉区和泉中央北5-1-1）
- (3) 定員 600人（入場無料）
※申込み多数の場合は先着順により決定
- (4) テーマ 「発達障害の子とハッピーに暮らすヒント ～家族も地域もみんなで～」
- (5) 講師 堀内 祐子 氏（ゆるみ☆子育て 代表）
- (6) 申込方法 **（申込期間）**：10月21日（月）から11月26日（火）まで
次のア～ウのいずれかの方法でお申込みください。

ア 横浜市電子申請・届出システム

チラシ記載のQRコードを読み取り、必要事項を入力してください。

イ 電話 045-800-2312（平日 8時45分から17時まで）

①お名前 ②御連絡先を担当者にお伝えください。

ウ FAX

任意の用紙に①「人権啓発講演会申込」 ②お名前 ③御連絡先を記載の上、045-800-2505 あてに送信してください。

2 広報物

令和6年度泉区人権啓発講演会チラシ（別紙）

担当・申込先 泉区総務課 十鳥(じゅうとり)、夫津木(ふつき)
泉区役所3階305窓口
電話 045-800-2312 FAX 045-800-2505
Eメール iz-somu@city.yokohama.lg.jp

発達障害の子とハッピーに暮らすヒント ～家族も地域もみんなで～

人権は、すべての人が自分らしく生きるための基本となるものです。

発達障害がある4人の子どもを育てた講師が、発達障害の子どもたちが、自分らしくハッピーに生きていくためのヒントを、家族や地域の皆さんにお伝えします。



講師

ゆるみ☆子育て 代表

ほりうち ゆうこ
堀内 祐子さん

【Profile】

発達障害がある4人の子どもの母親。

子育てをする中、通信制の大学で発達障害や心理学について学び、自閉症スペクトラム支援士、傾聴心理士、特別支援士の資格を取得し、自身の経験を基に2006年より全国で講演活動を行う。

著書は「発達障害の子とハッピーに暮らすヒント」を始め、4冊出版し全国の書店、アマゾンなどで販売中。

日時

12/4 (水)

(開場 10:00)

10:30~12:00

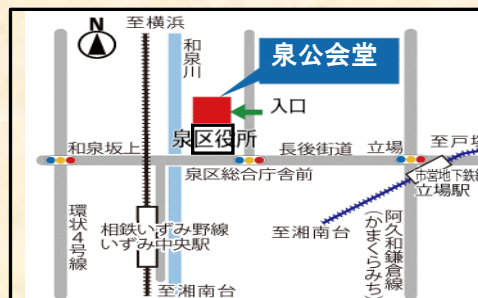
場所

泉公会堂

(泉区和泉中央北 5-1-1)

※定員 600名 (入場無料)

※要約筆記あり



申込

横浜市電子申請・届出システム、電話またはFAXにてお申込みください。
詳細はチラシ裏面をご確認ください。

主催：泉区役所総務課

TEL: 800-2312

FAX: 800-2505

Mail: iz-somu@city.yokohama.lg.jp

令和6年度泉区人権啓発講演会
発達障害の子とハッピーに暮らすヒント
～家族も地域もみんなで～

申込み方法（11/26（火）メ切）

○ 次のいずれかの方法でお申込みください。

□ 横浜市電子申請・届出システム

QRコードを読み取り、必要事項を入力してください。



申込みフォーム
(横浜市電子申請・届出システム)

□ 電話 045-800-2312（平日 午前8時45分～午後5時）

①お名前 ②御連絡先 を担当者にお伝えください。

□ FAX

任意の用紙に ①「人権啓発講演会申込」 ②お名前 ③御連絡先
を記載の上、045-800-2505 あてに送信してください。

※一時保育（2歳～就学前のお子様、先着10人）を御希望の方は、11月22日（金）までに
電話にて一時保育が必要な旨を必ずお伝えください。

※定員（600名）を超えた場合は先着順とし、申込期間中であっても受付を終了する場合がございます。

その他注意事項

- 駐車場料金の減免はありません。公共交通機関をご利用ください。
- 自然災害等により、講演会を中止する場合があります。その際には 泉区ホームページにその旨を記載します。

本講演会にお越しになれなかった方のために、当日の様子は1月下旬頃から3月末まで
[YouTubeの横浜市公式チャンネル](#)でも動画配信予定です。
詳細は泉区ホームページにてお知らせします。

※ 本講演会の開催にあたり収集した個人情報は、受講者名簿の作成のほか、講演会の実施に必要な場合に利用し、本来の目的以外に利用又は提供をせず、「横浜市個人情報の保護に関する法律」に基づいた保護及び適正管理を行います。

主催：泉区役所総務課

TEL:800-2312

FAX:800-2505

Mail:iz-somu@city.yokohama.lg.jp

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
(第 3 期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)
素案に係るパブリックコメントの実施について

子ども・子育て支援法等に基づく本市の子ども・子育て支援分野の総合計画である、第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画が令和 6 年度で終了となることから、今年度、第 3 期事業計画を策定します。第 3 期事業計画は、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置付け、一体的に推進していく予定です。

このたび、計画素案を取りまとめましたので、10～11 月に、市民の皆様をはじめ関係者の皆様からご意見を募集するパブリックコメントを実施します。ぜひご意見をお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【お願いしたいこと】

区連長：ご承知おきください。

地区連長：地区連合町内会長会で情報提供をお願いします。

単位会長：単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

【パブリックコメントの概要】

1 募集期間

令和 6 年 10 月 17 日（木）～令和 6 年 11 月 15 日（金）

2 意見募集リーフレットの配布場所

募集期間中、区役所、横浜市市民情報センター、地区センター等で配布

※ 計画素案の全体（冊子）は、各区役所広報相談係・こども家庭支援課、横浜市市民情報センター、横浜市こども青少年局企画調整課及び本市ホームページで閲覧できます。

3 意見提出方法

電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX

4 その他

広報よこはま 10 月号でお知らせしているほか、記者発表も行います。

また、「こども基本法」の趣旨を踏まえて、パブリックコメントの一環として、こどもを対象とした意見募集も実施します。

【スケジュール（予定）】

令和 6 年 12 月 パブリックコメントの結果公表

令和 7 年 3 月 計画策定

【添付資料】

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案（概要版）

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案（やさしい概要版）

担 当：こども青少年局企画調整課 宗川、中村

電 話：6 7 1－4 2 8 1

F A X：6 6 3－8 0 6 1

E-mail：kd-kikaku@city.yokohama.lg.jp

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)

素案（概要版）

計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

【パブリックコメント】みなさまのご意見をお寄せください

募集
期間

令和6（2024）年10月17日（木）から
令和6（2024）年11月15日（金）まで

目次

第1章 計画について	1
第2章 こどもや子育てを取り巻く状況	2
第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	3
第4章 施策体系と事業・取組	4
重点テーマⅠ すべてのこどものウェルビーイングを支える	5
重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	6
基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	7
基本施策2 地域における子育て支援の充実	8
基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	9
基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進	10
基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実	11
基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実	12
基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援	13
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進	14
基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進	15
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	16
第6章 計画の推進体制等について	18

第1章 計画について

- ◆ 本市の子ども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。
- ◆ 第3期事業計画は、第2期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置付けに加え、こども基本法及び横浜市子ども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。
- ◆ 本計画の計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。
- ◆ 計画の対象は、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。
- ◆ 横浜市中期計画をはじめ、子ども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

こども基本法、横浜市子ども・子育て基本条例と計画の位置付け

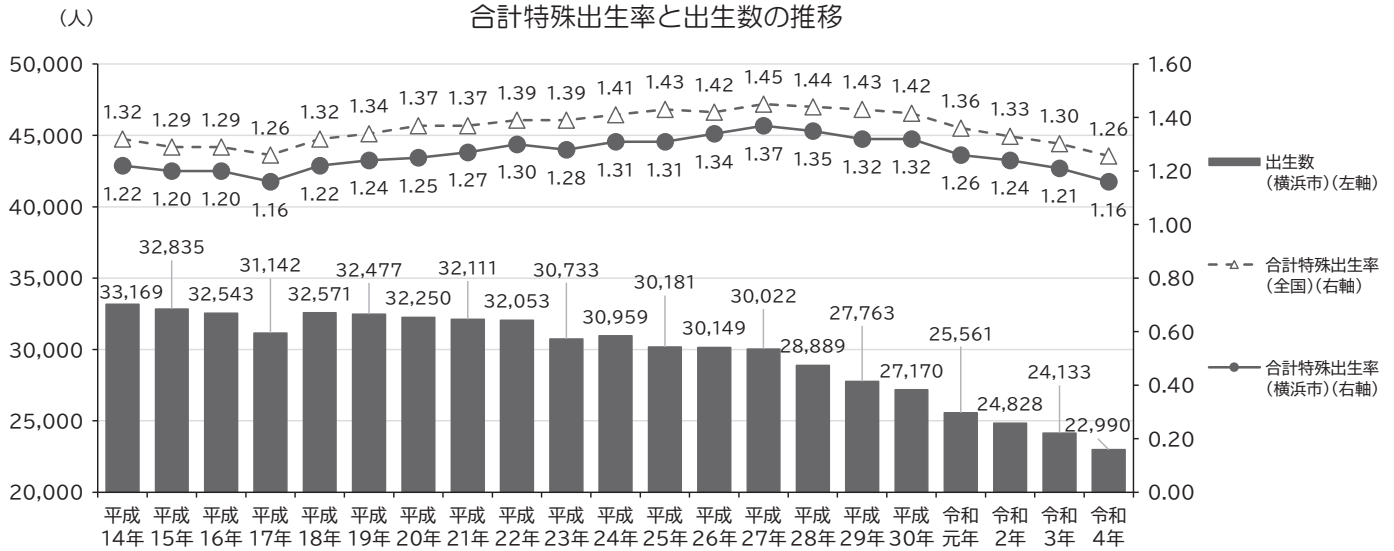
- 令和5年4月、新たに「こども基本法」が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- 令和7年4月には、「横浜市子ども・子育て基本条例」が施行されます。条例では、子ども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤である」という認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第8条において、「この条例を踏まえて策定する」こととしています。
- こども基本法、横浜市子ども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置付け
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法／横浜市子ども・子育て基本条例	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

第2章 こども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

- ◆ 本市の出生数は減少傾向にあり、2022年時点で2.3万人です。1人の女性が一生のうちに生むこどもの数の指標「合計特殊出生率」は、2022年時点で、全国が1.26であるのに対して、本市は1.16と低い水準となっています。



(出典) 横浜市「横浜市統計書」、厚生労働省「人口動態統計」

2 こども・家庭の状況

- ◆ 未就学児のいる世帯では、父母共に就労している共働き世帯の割合は69%に上昇しています。未就労の母親は27%で、そのうち80%が就労意向があります。就業形態、働く場所や時間の多様化など、様々な働き方のニーズへの対応が求められています。
- ◆ 2023年度に教育・保育事業を利用している割合は0歳児は27%、1歳児は63%、2歳児は75%に上昇しました。
- ◆ 出産後、半年くらいまでの間に「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」があった割合は72%となっています。未就学児のいる世帯では、子育てに関しての困りごとは、「子どものしかり方・しつけ」が56%、「仕事との両立」が46%、「子どもの教育」が39%、「経済的な負担」が38%となっています。
- ◆ 本市調査では、こどもを育てている現在の生活の満足度は未就学児保護者が74%、小学生保護者が61%で5年前と比較して低下しています。
- ◆ 本市調査（こども本人向けの質問）では、「建物の中で思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」「運動が思いきりできる場所」を求める声が多くなっています。
- ◆ 本市の児童虐待相談対応件数は2023年度で約1.4万件と増加傾向にあります。
- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出しています。

3 地域・社会の状況

- ◆ 本市調査によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解の促進」を挙げた人が48%となっています。
- ◆ 保護者から、子育て支援サービスの電子化等のデジタル活用のニーズがあります。
- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒数は、2024年には約4,200人と、2014年の約3倍に増加しています。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、
自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓(ひら)く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

- 1 こどもの視点に立った支援：こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。
- 2 すべてのこどもへの支援：疾病や障害の有無にかかわらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援：こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。
- 4 こどもに内在する力を引き出す支援：こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援：保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。
- 6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援：誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。
- 7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～：「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うと共に、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

第4章 施策体系と事業・取組

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第3期計画では新たに2つの重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

目指すべき姿	基本的な視点	重点テーマ／施策分野・基本施策											
<p>すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓(ひら)く力、共に温かい社会をつくり出し、いく力を育むことができるまち「よこはま」</p>	1 こどもの視点に立った支援	<table border="1"> <tr> <td>重点テーマⅠ</td> <td>すべてのこどものウェルビーイングを支える</td> </tr> </table>	重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える									
	重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える											
	2 すべてのこどもへの支援	<table border="1"> <tr> <td>重点テーマⅡ</td> <td>子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す</td> </tr> </table>	重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す									
	重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す											
	3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援</td> <td>基本施策 1</td> <td>生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策 2</td> <td>地域における子育て支援の充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策 3</td> <td>乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続</td> </tr> <tr> <td>基本施策 4</td> <td>学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進</td> </tr> <tr> <td>基本施策 5</td> <td>障害児・医療的ケア児等への支援の充実</td> </tr> </table>	施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策 1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	基本施策 2	地域における子育て支援の充実	基本施策 3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	基本施策 4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進	基本施策 5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実
	施策分野1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策 1		生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実									
		基本施策 2		地域における子育て支援の充実									
基本施策 3		乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続											
基本施策 4		学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進											
基本施策 5		障害児・医療的ケア児等への支援の充実											
4 こどもに内在する力を引き出す支援	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援</td> <td>基本施策 6</td> <td>困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策 7</td> <td>ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援</td> </tr> <tr> <td>基本施策 8</td> <td>児童虐待防止対策と社会的養育の推進</td> </tr> </table>	施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策 6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実	基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援	基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進					
施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策 6		困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実										
	基本施策 7		ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援										
	基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進											
5 家庭の子育て力を高めるための支援	<table border="1"> <tr> <td>施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援</td> <td>基本施策 9</td> <td>社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進</td> </tr> </table>	施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策 9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進									
施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策 9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進											
6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援													
7 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～													

重点テーマⅠ すべてのこどものウェルビーイングを支える

背景

- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って表出するため、こども・若者本人への支援に加え、保護者等を含め重層的にアプローチしていく必要があります。教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージを通して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。
- ◆ 「こども基本法」を踏まえて、こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

方向性

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

指標(※1)	現状値(R5)		目標値(R11)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標をもっていますか／②自分のことが好きですか／ ③自分にはよいところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

※1 アンケート調査はあくまで回答者本人の主観に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりますが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」とされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

主な取組内容

包括的に支える地域ネットワーク	こどもの居場所・遊び場、体験活動の充実	こどもの思いや意見を聴き、尊重するための取組
<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センター機能の設置 ● 青少年相談センター事業 ● 困難を抱える若者に対する SNS 相談事業 ● ヤングケアラー支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども・若者の居場所づくり ● こども・青少年の体験活動の推進 ● プレイパーク支援事業 ● 安全・安心な公園づくり ● こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進 ● こどもの意見を聴く取組の推進 ● 児童相談所等の相談・支援策の充実

重点テーマII 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

背景

- ◆ 本市調査（未就学児保護者）で共働き世帯の割合は69%、両親共にフルタイム就労している割合は46%と共働き世帯が増加しています。子育てをされていて感じる困りごととして、「仕事との両立」を挙げた割合は、未就学児調査で46%と、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭は少なくありません。
- ◆ 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハムスタディ）」によると、本市の両親共にフルタイム勤務をしている子育て家庭について、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- ◆ 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者が子どもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることは、子どもの健やかな成長につながっていきます。
- ◆ 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言えます、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

方向性

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感が軽減」されている
- (2) こどもの「預けやすさが実感」できている
- (3) 「小1の壁が打破」されている
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感が軽減」されている
- (5) 子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感が軽減」されている
- (6) 子育て家庭がほしい情報に簡単にアクセスでき、「子育ての見通しが持てている」
- (7) 親子が「身近な遊び場・居場所で楽しむ」ことができている

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
子育て家庭がゆとりを実感している割合		今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映

主な取組内容

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て応援アプリ「パマトコ」 ● にもつ軽がる保育園事業 ● 中学校給食事業 ● 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成（よこはま楽家事応援団） ● 横浜子育てサポートシステム ● 保育・幼児教育の場の確保 ● 一時預かり事業 ● こども誰でも通園制度の実施 ● 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供 ● 小学生の朝の居場所づくり事業 ● 妊婦健康診査事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小児医療費助成事業 ● 妊婦のための支援給付 ● 出産費用助成事業 ● 妊産婦・こどもの健康医療相談事業 ● 妊娠・出産相談支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出 ● 親と子のつどいの広場事業 ● 保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場 ● 子育て支援者事業 ● 安全・安心な公園づくり ● こどもログハウスリノベーション ● 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実 |
|--|--|

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

- ◆ 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。
- ◆ 「予期せぬ妊娠」等、妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないように、相談支援の体制等を充実させることが必要です。
- ◆ 妊娠中から専門的な相談支援を充実させると共に、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させると共に、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- ◆ より安心して安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
「4か月健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
「3歳児健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

主な事業・取組

- 思春期保健指導事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 産科・周産期医療の充実
- 小児医療費助成事業
- 妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 産後母子ケア事業
- 産前産後ヘルパー派遣事業
- 産婦健康診査事業
- 乳幼児健康診査事業等
- 妊産婦・こどもの健康医療相談事業

基本施策2 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- ◆ 身近な場所に気軽に相談できる場が求められています。
- ◆ 見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるよう妊娠期からの支援も重要です。また、妊娠期間から地域の親子の居場所を周知すると共に、保護者同士の仲間づくりや、父親の育児参加への対応も求められています。
- ◆ これから親になる世代も含めて、様々な世代に子育て家庭に目を向けてもらい、「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。こども家庭センターと地域資源が連携して「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (R10)
「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持たなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (R10)
「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (R10)

主な事業・取組

- 地域子育て支援拠点事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- 地域子育て相談機関の設置
- 親と子のつどいの広場事業
- 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業
- 子育て支援者事業
- 未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供
- 体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成
- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- 横浜子育てサポートシステム
- 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- こども家庭センター機能の設置

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

現状と課題

- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの土台として最重要な時期です。「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を周知し、保護者と保育・教育施設等が両輪でこどもの育ちを支えていく必要があります。
- ◆ 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられるよう職員体制や受入れ環境を整えていくことが求められています。
- ◆ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえ、地域に応じた接続期カリキュラムの実施・改善が必要です。
- ◆ 保育の利用を希望する世帯の割合は増加傾向にあります。一方で、年齢や地域によって定員割れが発生するなどニーズの変化に合わせた取組が必要です。
- ◆ 保育・幼児教育を担う人材の確保に加え、定着を図るため、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や働きやすさにつなげる必要があります。
- ◆ 保育所を利用していないこどもを一時的に預けたいというニーズが低年齢児を中心に増加しています。一時預かり施設を更に拡充していくなど、ニーズへの対応が必要です。

目標・方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
待機児童数	5人 (R6年4月1日)	0人
こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している施設等の割合※1	今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映	

※1 「(仮)『よこはま☆保育・教育宣言』に基づく保育実践アンケート」で確認

主な事業・取組

- 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進
- 「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備
- 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進
- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- 保育・幼児教育の場の確保
- 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
- 保育・教育コンシェルジュ事業
- 保育所等の利用におけるオンライン申請の推進
- 保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
- 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- こども誰でも通園制度の実施
- 病児保育事業、病後児保育事業

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

現状と課題

- ◆ 地域のつながりの希薄化、少子化の進展等により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。
- ◆ すべてのこども・若者の健やかな成長に向け、安全・安心で自分らしく過ごせる居場所をつくる必要があります。ライフスタイルや価値観の多様化など様々なニーズに応じた居場所が求められています。
- ◆ こどもの健やかな成長のためには、家庭環境等こどもの置かれた状況によらず、多様な体験ができることが重要であり、社会全体でこども・若者の体験活動を支援する必要があります。
- ◆ すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童施策を推進していく必要があります。
- ◆ こども・若者の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要です。
- ◆ こども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めると共に、こども・若者の社会参画を促進していくことが求められています。

目標・方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらかという楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

主な事業・取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童育成事業 ● 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進 ● 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供 ● 小学生の朝の居場所づくり事業 ● こども・若者の居場所づくり ● こども・青少年の体験活動の推進 ● プレイパーク支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心な公園づくり ● こどもログハウスリノベーション ● 子どもの文化体験推進事業 ● 子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業 ● 子どもアドベンチャーカレッジ事業 ● 中学校給食事業 ● こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援 ● こども・若者の意見を反映した事業の実施 |
|--|---|

基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

現状と課題

- ◆ 障害や療育等に係る多くの情報が様々な媒体を通じて行き交うなか、障害児等との関わり方等について、保護者や関係者の悩みや不安に寄り添い、適切な情報提供や診療を含む支援の体制づくりが求められています。また、地域療育センターにおいて、必要とすることもが、必要な支援を適切な時期に受けられるような支援のあり方が求められています。
- ◆ 障害児通所支援のニーズが増加し、事業所数も増えていますが、サービスの質の向上等への支援が必要です。また、重症心身障害児や医療的ケア児が安心して利用できる体制の充実が求められています。
- ◆ 障害児相談支援や、入所施設における障害特性に応じた支援等の充実により、成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう早期から成人期を見据えた支援を行うことが重要です。
- ◆ 医療的ケア児等が安心して生活できるよう、コーディネーターと関係機関が連携し、保育・教育・福祉分野での受入れ推進、家族の負担軽減の取組、必要な支援につなげる取組等が求められています。
- ◆ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所と学校の連携等により、切れ目のない支援を実現するため、関係機関全体で支援を行う体制づくりが求められています。
- ◆ 障害や医療的ケアの有無にかかわらず、こどもの意見を聴く取組を推進すること、社会全体の障害等への理解を深めていくことが重要です。

目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

主な事業・取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域療育センター運営事業 ● 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進（再掲） ● 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（再掲） ● 障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進 ● 療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実 ● 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進 ● 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進 ● メディカルショートステイ事業の推進 ● 小児がん患者のがん対策の推進 ● 小児慢性特定疾病医療給付事業 ● こどもの意見を聴く取組の推進 ● 市民の障害理解の促進 |
|---|--|

基本施策6 困難を抱えやすい子ども・若者への支援施策の充実

現状と課題

- ◆ 貧困などの養育環境の課題や、いじめ、不登校、ひきこもり、無業など複合的課題を抱えている子ども・若者や家族が社会的に孤立している状況があります。地域と連携しながら早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことが重要です。
- ◆ 令和4年度の本市調査では、市内のひきこもり状態にある15歳から39歳の子ども・若者は約13,000人と推計されています。早期把握とプッシュ型の支援、本人と家族への支援、当事者同士の支えあいによるサポート、地域や社会の理解促進や見守りが求められます。
- ◆ 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーは、子ども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性があります。子ども・若者の意向に寄り添いながら、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要です。

目標・方向性

- (1) 子ども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れた子ども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539人/年	7,700人(累計)
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ち軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998人/年	6,000人(累計)

主な事業・取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年相談センター事業 ● 地域ユースプラザ事業 ● 若者サポートステーション事業 ● 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室) ● ヤングケアラー支援事業 ● 子ども・若者の意見を聴く取組の推進 ● 不登校児童生徒支援事業 ● 不登校の子ども等困難を抱えやすい子どもの居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域等と連携したいじめ等の防止 ● 外国につながる子どもたちへの支援事業 ● 寄り添い型生活支援事業 ● 寄り添い型学習支援事業 ● 放課後学び場事業 ● 経済的に困難を抱える世帯への就学援助等 ● 自殺対策事業 |
|--|--|

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

- ◆ 令和2年の国勢調査によると、本市のひとり親家庭は 22,635 世帯で、母子家庭が 19,481 世帯、父子家庭が 3,154 世帯です。本市調査では、母子家庭の約9割が就労していますが、就労していると回答した方のうち約4割が非正規雇用で、生活費に関する悩みが多くなっています。
- ◆ ひとり親家庭の背景として、DV、児童虐待、疾病や障害など複合的な課題を抱える場合があり、個別の事情に寄り添った支援が必要です。また、ひとり親家庭の社会的孤立を防ぐため、当事者同士や地域のつながり、民間支援等、多面的なアプローチが重要です。
- ◆ 離別の場合、こどもの立場に立った、養育費の取り決めや親子交流の調整が必要です。
- ◆ 令和5年度のDV相談件数は 4,527 件でした。女性緊急一時保護件数が減少傾向にある中、緊急一時保護が必要な場合に、相談者のニーズにも応えながら、安全性が確保できる支援策が必要です。
- ◆ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な課題を抱える女性への包括的な切れ目ない支援が必要です。

目標・方向性

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもへの安全・安心の確保、自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345 人／年	1,800 人 (累計)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%
DVに関する相談件数	4,527 件	5,000 件

主な事業・取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当 ● ひとり親家庭自立支援給付金事業 ● 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま） ● 日常生活支援事業（ヘルパー派遣） ● 養育費確保支援事業 ● 思春期・接続期支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 母子生活支援施設 ● こどもの意見を聴く取組の推進 ● 女性相談保護事業 ● DV被害者支援 ● 女性緊急一時保護施設補助事業 ● 若年女性支援モデル事業 ● デートDV防止事業 |
|---|---|

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

現状と課題

- ◆ 本市では「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づきこどもの命を守るための施策を総合的に推進しています。令和5年度の児童虐待相談対応件数は14,035件で、死亡事例を含む重篤事例も依然発生しています。早期発見・早期対応、迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実が必要です。
- ◆ 令和6年施行の改正児童福祉法に基づき、こども家庭センター機能を全区に段階的に設置し、妊産婦、こども、家庭への一体的な支援を行う体制を構築していきます。
- ◆ 児童相談所の体制強化や区役所の機能強化を行い、予期しない妊娠や特定妊婦の支援、こどもの意見を聴取する機会の確保、一時保護所の環境改善や児童の学習支援の取組が必要です。
- ◆ 里親等への委託数は増加傾向であり、里親支援センターの設立やファミリーホームの増設などの支援体制の充実が必要です。児童養護施設の多機能化・高機能化や、施設等退所者が安定した生活を送るための支援も求められます。
- ◆ 社会的養護下にあるこどもの意見を表明する機会の確保が必要です。

目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
児童虐待による死亡者数	2人	0人
こども家庭センター設置数	3か所 (R6)	18か所
合同ケース会議での協議件数(妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	—	30,000件
里親委託率	20.7%	36.3%
里親登録者数	277組	324組
ファミリーホーム設置数	8か所	10か所

主な事業・取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化 ● 妊娠・出産相談支援事業(再掲) ● こども家庭センター機能の設置(再掲) ● 学校・医療機関との連携強化 ● 児童虐待防止の広報・啓発 ● 養育支援家庭訪問事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 親子関係形成支援事業 ● 児童相談所等の相談・支援策の充実 ● 一貫した社会的養護体制の充実 ● 里親等委託の推進 ● 子育て短期支援事業 ● こどもの意見を聴く取組の推進 |
|---|---|

基本施策9 社会全体で子ども・若者を大切にできる地域づくりの推進

現状と課題

- ◆ 共働き世帯が増加し、また、男性の長時間労働は改善傾向にありますが、家事や育児等にあてる時間はまだまだ女性に偏っています。男性の育児休業取得率は令和5年で約4割となりましたが、1か月未満の取得が7割弱となっています。また、晩婚化・晩産化を背景に、育児・介護が重なるダブルケアと仕事を両立できる環境づくりの必要性も高まっています。
- ◆ 本市調査によると、「子育てをされていて、地域社会から見守られている、支えられている」と感じる未就学児の保護者は約3割です。妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮などが自然と行われるような、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成していく必要があります。子どもや子育て世帯・妊娠中の方の目線で安全・安心・快適に生活を送ることができる環境の整備や、居場所の更なる充実が求められています。
- ◆ 横浜市子ども・子育て基本条例では、子どもがその年齢発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めることとされました。子どもの意見聴取や施策への反映は、適切な手法やタイミングを工夫・選択し、継続的に取り組むことが必要です。

目標・方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と子育ての推進
- (2) 子どもを大切にできる社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上 ※1
子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※1：関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定します。

主な事業・取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 共に子育てをするための家事・育児支援 ● 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進 ● 子育て応援アプリ「パマトコ」(再掲) ● 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成(よこはま楽家事応援団) ● 結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供 ● 福祉のまちづくり推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て応援マンションの認定 ● 安全・安心な公園づくり(再掲) ● 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実 ● 地域防犯活動支援事業 ● こどもの交通安全対策の推進 ● よこはま学援隊事業 ● 安全教育・防災対策の推進 ● こどもの意見を聴く取組の推進 |
|--|--|

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- ◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。
- ◆ 令和5年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定します。

1 保育・教育に関する施設・事業

（単位：人）

年度		令和7年度					令和8年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812
3歳未満児の保育利用率		51.1%					52.1%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,620	11,961	12,941	48,996	19,803	5,583	12,182	12,943	47,415	18,132
	私学助成幼稚園					17,669					16,112
	地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21	
	計	6,281	13,862	14,812	49,018	37,472	6,249	14,164	14,830	47,436	34,244

年度		令和9年度					令和10年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314
3歳未満児の保育利用率		52.0%					51.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,546	12,403	12,945	45,834	16,463	5,509	12,623	12,948	44,253	14,791
	私学助成幼稚園					14,553					12,997
	地域型保育・横浜保育室	671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19	
	計	6,217	14,466	14,848	45,854	31,016	6,185	14,768	14,866	44,272	27,788

年度		令和11年度				
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	
年齢		0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,154	15,069	14,885	42,692	24,561
3歳未満児の保育利用率		51.7%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,471	12,846	12,950	42,674	13,122
	私学助成幼稚園					11,439
	地域型保育・横浜保育室	683	2,223	1,935	18	
	計	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561

※1 「教育・保育給付認定区分」

- 1号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がないこどもに相当するもの
- 2号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこどもに相当するもの
- 3号：満3歳未満であって保育の必要性があるこどもに相当するもの

2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業		単位	上段：量の見込み、下段：確保方策					
				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診断事業		延べ受診回数 (回/年)	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317	
				285,830	288,831	291,828	294,828	298,317	
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数 (件/年)	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567	
				22,626	22,795	23,069	23,351	23,567	
			訪問率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数 (人/年)	712	746	779	812	845	
				712	746	779	812	845	
	トワイライトステイ		延べ利用者数 (人/年)	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738	
				5,134	5,285	5,436	5,587	5,738	
	母子生活支援施設 緊急一時保護事業		延べ利用世帯数 (世帯/年)	92	92	92	92	92	
				92	92	92	92	92	
養育支援訪問事業及び 要保護児童 対策地域協議会 その他の者による 要保護児童等に対する 支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数 (世帯/年)	407	407	407	407	407	
		ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240	
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数 (回/年)	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490	
		ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504	
	要保護児童対策地域協議会(児童虐待 防止啓発地域連携事業の一部)		検討会議件数 (件/年)	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035	
	親子関係形成支援事業		実人数 (人/年)	271	275	284	291	300	
				30	90	150	210	300	
	病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数 (か所)	30	30	30	30	30
					30	30	30	30	30
	利用者支援に 関する事業	横浜子育てパートナー		実施箇所数 (か所)	28	28	28	28	28
28					28	28	28	28	
保育・教育コンシェルジュ		実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18		
			18	18	18	18	18		
統括支援員		実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18		
			調整中	18	18	18	18		
母子保健コーディネーター		実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18		
			18	18	18	18	18		
こども支援員		実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18		
			18	18	18	18	18		
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)		利用者数 (人/月)	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273	
				3,694	3,589	3,480	3,378	3,273	
放課後児童 健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、 放課後児童クラブ		対象児童数(人)	34,847	34,047	33,245	32,446	31,600	
			定員数(人)	42,437	41,463	40,487	39,514	38,482	
地域子育て支援 拠点事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所等子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場 等		延べ利用者数 (人/月)	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
				61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
一時預かり事業、 子育て援助活動 支援事業	幼稚園での預かり保育(1号)		延べ利用者数 (人/年)	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
				184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
	幼稚園での預かり保育(2号)		延べ利用者数 (人/年)	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
				1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
	その他(保育所での一時保育、乳幼児一時預かり、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム、24時間型緊急一時保育、休日一時保育)		延べ利用者数 (人/年)	318,067	341,366	364,664	387,963	411,262	
			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262		

1 様々な主体による計画の推進

- ◆ 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられ、様々な地域で展開されると共に、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- ◆ 本計画は素案の作成段階から、「横浜市子ども・子育て会議条例」で定める附属機関である「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象としたニーズ調査の実施や、市内全区における市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。
- ◆ これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切に、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます。

2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- ◆ 横浜市こども・子育て基本条例の施行に合わせ、本市におけるこどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。
- ◆ 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせ、こどもの意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めていきます。

3 計画の点検・評価等

- ◆ 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、社会情勢や新たに把握したデータに基づくニーズ等を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- ◆ 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。引き続き計画のPDCAサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- ◆ 専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められています。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるように、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
- ◆ こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成等に取り組み、支援の充実を進めていきます。

5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- ◆ スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年度にリリースしました。今後も必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めていきます。
- ◆ こどもたち本人に対しては、市のこども・子育て支援施策に関心を持ってもらうと共に、意見を表明する機会が確保されていることなどについて周知を進めていきます。
- ◆ こどもまんなか社会の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（素案）全文の閲覧方法

- 素案の全文は、横浜市こども青少年局企画調整課ホームページからご覧いただけます。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

- 次の場所で、素案の全文を冊子でご覧いただけます。

○区役所広報相談係・こども家庭支援課

○市民情報センター（横浜市庁舎3階）

○こども青少年局企画調整課（横浜市庁舎13階）

意見提出方法（募集期間：令和6年10月17日（木）から令和6年11月15日（金）まで）

いずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- 横浜市電子申請・届出システムでのご意見提出

次の二次元コードからアクセスし、ご入力ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9db15a6e-bfae-4f8b-9bae-6221c2c29118/start>



- 電子メール

氏名、住所（区名まで）、年代、素案へのご意見を記載のうえ、

件名に【パブリックコメント】と入れて、次の電子メールアドレスに送信してください。

送付先アドレス：kd-kikaku@city.yokohama.jp

- 郵送

氏名、住所（区名まで）、年代、素案へのご意見を記載のうえ、お送りください。

書式は問いません。（郵送の場合は、11月15日消印有効とさせていただきます。）

郵送先：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市こども青少年局企画調整課 あて

- FAX

氏名、住所（区名まで）、年代、素案へのご意見を記載のうえでお送りください。

書式は問いません。 FAX番号：045-663-8061

【ご留意いただきたいこと】

- いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。
ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。
- ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

【お問合せ先】

横浜市こども青少年局企画調整課

☎ 045-671-4281 FAX 045-663-8061 ✉ kd-kikaku@city.yokohama.jp

こども、みんなが^{しゅやく}主役！よこはまわくわくプラン

だい きよこはまし こそだ しえんじぎょうけいかく よこはまし けいかく
(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市子ども計画)

そあん がいようばん
素案 (やさしい概要版)

けいかくきかん れいわ ねんど れいわ ねんど
計画期間：令和7 (2025) 年度～令和11 (2029) 年度

【パブリックコメント】みんなの^{いけん}意見をきかせてください

ぼしゅうきかん
募集期間

れいわ ねん がつ にち もく
令和6 (2024) 年10月17日 (木) から
れいわ ねん がつ にち きん
令和6 (2024) 年11月15日 (金) まで



よこはまわくわくプランは、^{わかもの}こども・^{しゅやく}若者が主役となり、^{わかものひとり}こども・^{しあわ}若者一人ひとりの^{そだ}幸せと^{おうえん}育ちを^{めざ}応援するまちを目指す
ために、^{よこはまし}横浜市が^{つく}作る^{けいかく}計画です。

よこはまわくわくプランに、みんなの意見が必要です

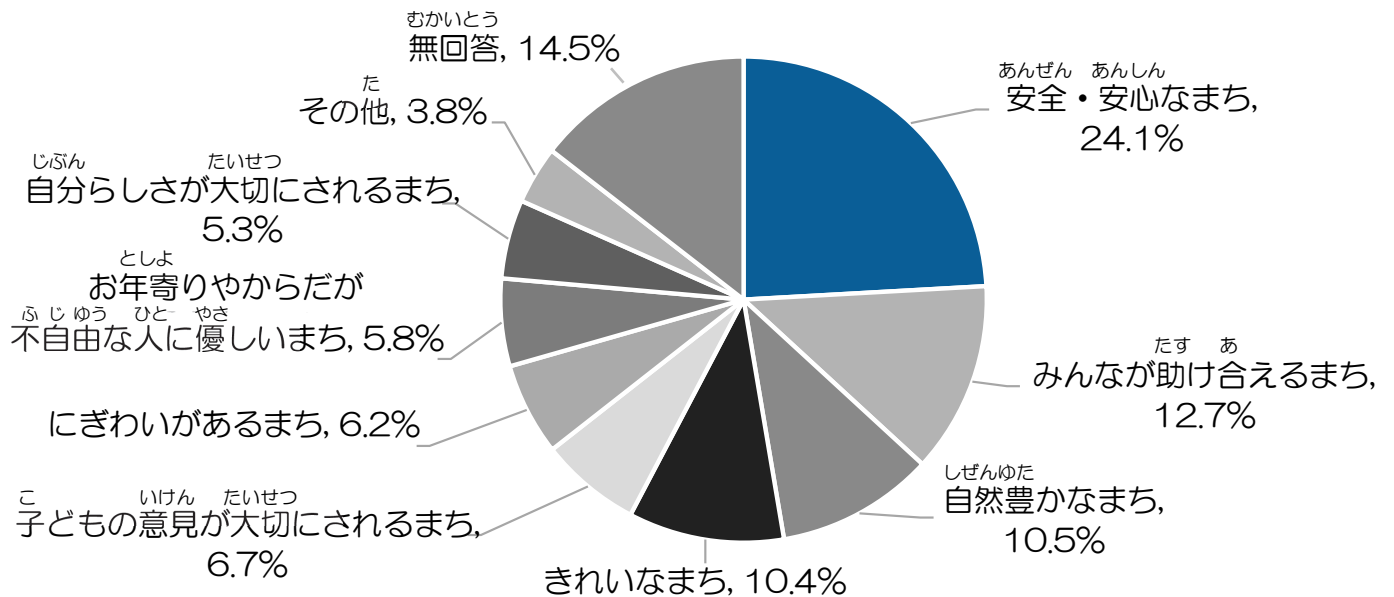
- こども・若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。
- 2023年から始まった「こども基本法」や、「こども大綱」は、すべてのこどもや若者が、健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる社会を目指しています。これを「こどもまんなか社会」と呼んでいます。
- 2025年からは、「横浜市こども・子育て基本条例」が始まります。この条例では、「こどもまんなか社会」を実現するために、横浜市のこどもや子育てについて、市全体で大切にすることや取り組むこと、こども・若者の声を聴き、取り組まに生かしていくことなどを定めています。
- これから作る「よこはまわくわくプラン」は、「こども、みんなが主役」の計画です。「よこはまわくわくプラン」での「こども」は、年齢が小さなこどもたちだけではなく、心と身体が育つ途中にある若者も含めています。
- こども、若者、大人など、みなさんの声を聴きながら作っていきます。みなさんの声をぜひ聴かせてください。



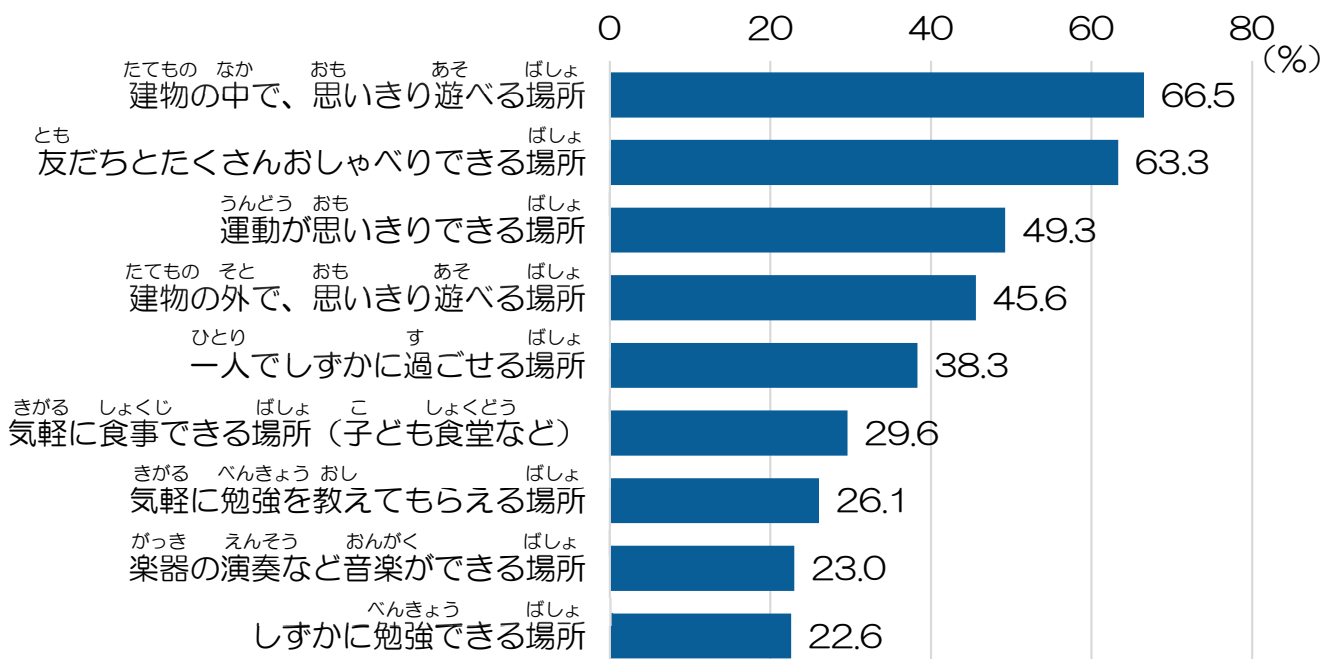
「よこはまわくわくプラン」に向けてのアンケート

横浜市では、こどもの意見を聴く取組の一つとして、「よこはまわくわくプラン」にこどもの意見を生かすために、2023年10月に小学4年生から6年生の約3万3千人を対象にアンケートを行いました。12,445人が回答に協力をしてくれました。アンケート結果の一部を紹介します。

Q あなたは、横浜市がどのようなまちになってほしいと思いますか。



Q あなたが、こんな場所があったらいいと思う場所を教えてください。



とりくみ

こそだ かてい ささ

ちいき

取組① こども・子育て家庭を支えるための地域のネットワーク

よこはまし
「横浜市がどのようなまちになってほしいですか？」

- こどもたちの一番多かった意見は「安全・安心なまち」、
4人に1人が答えました。



「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

- 区役所には、いろいろな相談ができる「こども家庭センター」ができます。こどもたちが安心して生活できるように、こどもの身近にある組織や大人が協力して、こどもや子育て家庭を支えるネットワークを作っていきます。また、困ったときに相談できたり、必要な手助けが届くようにします。
- 身近な地域で、こどもたちが安心して過ごせるような環境を整えていきます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます

- SNS相談など、こどもたち自身が相談・支援につながるができる環境づくり
- 交通安全対策や、登下校時の見守り活動など



「あたらしいなと思う場所」

- 子どもの意見が多かったものは、「建物の中で、思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、思いきり遊べる場所」でした。

「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

- いろいろな年齢の子どもたちが、家や学校以外で、安心して過ごせる居場所を充実させていきます。また、いろいろな遊びや、新しい体験ができる機会を増やしていきます。

たとえば、こんな居場所・遊び場があります

● 青少年の地域活動拠点（7か所）

いろいろな年齢の子どもたちが交流し、様々な体験活動を行っています。



● 子ども食堂（約200か所）

町内会館やお店などで、みんなで楽しく食事ができる場所です。近所や地域の人たちが食事をつくって待っています。

● 公園（約2,700か所）

地域みんなが自由に楽しみ、子どもたちが外遊びできる身近な場所です。

● プレイパーク（22か所）

公園などで、木登りや泥んこ遊びなどの自由な遊びができます。プレイリーダーが自由な遊びを広げます。

● 図書館（18か所）

自由に本を読んで過ごしたり、おはなし会を楽しんだりすることができます。

中央図書館では、2025年度以降に、子どもたちが楽しく学べる「のげやま子ども図書館・子どもフック」を作っていきます。

どうして「子ども・若者の思いや声」を聴くの？

- 子ども・若者のみなさんは、一人ひとりが、地域やまちの大切な一員です。みんなの声を聴いて、地域やまちをより良くしていくことが横浜市役所の大事な役目です。
- みんなの身近な場所や取組で、子ども・若者のみなさんの思いや考えを聴いて、それを生かしていきたいと考えています。みんなの思ったことや、疑問など、ぜひ言葉にして伝えてみてください。様々な機会に声を届けてもらえるよう、横浜市全体で取り組んでいきます。

「よこはまわくわくプラン」では、こんな形でみなさんの意見を生かします。

- 子ども・若者の年齢やそれぞれの成長に合わせて、思いや声を伝えやすいよう工夫し、子どもたちが未来に希望を持って毎日を楽しく過ごすことができる横浜市になるように、その意見が大切に生かされる仕組みを作ります。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます

- 青少年地域活動拠点でのヒアリングやワークショップ
- キッズクラブ・学童におけるアンケート
- イベントなどでの発表や話し合いなど



1 子ども・若者の人数

- 横浜市の18歳未満の人口は、10年間で約1割減って、2024年時点で約51万人です。
- 横浜市の出生数は減り続け、2022年時点で約2万3千人になっています。

2 子ども・若者を取りまく状況

- **インターネットのトラブル**：年齢が小さいうちからのインターネットやゲームの利用が増え、SNSなどのトラブル、長い時間使うことによる生活習慣の乱れ、犯罪被害などが心配されています。利用には注意が必要です。
- **夏の暑さ**：夏の暑さが長く厳しく、外遊びできる機会が減っています。
- **外国につながる子ども**：日本語のサポートが必要な子どもの人数は約4,200人※です。異なる文化や生活習慣を持つ人への理解が大切です。
- **障害**：障害者手帳を持っている人は増えています。放課後等デイサービスを使っている人は約1万人います。
- **不登校**：不登校の子どもの人数は約8,200人※です。
- **ひきこもり**：ひきこもり状態にある15～39歳の人数は約1万3千人と推定されています。
- **児童虐待**：相談に対応した件数は増えており、1年間で約1万4千件です。

※市立小・中・義務教育学校の人数

「よこはまわくわくプラン」をもっと知りたい人へ

1 「よこはまわくわくプラン」が目指す横浜の姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、

未来を創ることも一人ひとりが、

自分の良さや可能性を發揮し、

豊かで幸せな生き方を切り拓く力、

共に温かい社会をつくり出していく力を

はぐくむことができるまち「よこはま」



「ウェルビーイングって？」

「ウェルビーイングは、今も将来も幸せに生きられること、毎日楽しく元気に過ごせることだよ。未来に夢を持つことや、たとえば、学校で友だちと遊んだり、家で家族と一緒にご飯を食べたりしてほっとすることも、ウェルビーイングの一部だよ。」

「自分の良さや可能性を發揮するって？」

「自分の好きなことや得意なことがあったら、それを大切にすることだよ。一人ひとりの良さがあるから、自分や友だちの好きを大切にしようね。」

「温かい社会って？」



「みんながお互いを思いやり、やさしい気持ちで見守ったり、助け合うことができる社会のことだよ。学校で友だちが困っていたら声をかけることも温かい社会を作る一部だよ。」

2 「よこはまわくわくプラン」を進める時のポイント

次の7つのポイントを大事にして、「よこはまわくわくプラン」を進めます。

- 1 こどもの視点に立ったサポート
- 2 すべての子どもへのサポート
- 3 それぞれ成長に応じ、育ちや学びのつながりを大切にするサポート
- 4 こどもが持っている力を引き出すサポート
- 5 家庭で子育てする力を高めるためのサポート
- 6 子育て世代の「ゆとり」をつくり出すためのサポート
- 7 いろいろな担い手による社会全体でのサポート ～自助・共助・公助～

(自分でできること・みんなが協力してできること・役所や社会の仕組みですること)

3 「よこはまわくわくプラン」の進め方

- 横浜市の子ども・子育て支援は、たくさんの地域の大人やボランティア、会社や事業所の人たちなどによって支えられています。関係する人たちと協力して、よこはまわくわくプランを進めていきます。
- また、横浜市の取組をわかりやすく発信していくとともに、子ども・若者の思いや声を聴き、生かしていく取組も進めていきます。



4 とく ないよう プランで取り組む内容

2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策で取組を進めます。

重点テーマ1 全てのこどものウェルビーイングを支える(3~5ページで紹介)

施策分野1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

赤ちゃんを生み育てるための知識を広め、相談に応じます。安全・安心に妊娠・出産するためのサポートや、生まれる前から赤ちゃんが元気に育つためのサポートに取り組めます。

基本施策2 地域における子育て支援の充実

親子が集まれる場所を増やし、小さなこどもが楽しく遊びいろいろな体験ができるようにします。保護者が気軽に相談できる場所を作り、地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守ります。

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

保育所や幼稚園がより良い場所となるように取り組めます。また、助けが必要なこどもへのサポートや、小学校に入学した後の生活につなげるためのサポートに取り組めます。

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

小学校に入学してから大人になるまでのいろいろな居場所・遊び場づくりや、地域での見守りを進めます。こどもや若者の意見を大切にし、人権を守る取組を進めます。

基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの相談やサポートを充実していきます。障害のある人とない人が共に暮らす社会を目指して、社会全体の障害への理解を広げます。



じゅうてん こそだ かてい じっかん う だ
重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

こそだ ほごしゃ じかん きも も せいかつ おやこ
子育てをしている保護者が時間や気持ちにゆとりを持って生活できるようサポートして、親子
えがお しあわ おうえん こま そうだん ひつよう じょうほう かんたん
の笑顔と幸せを応援します。困ったときにいつでも相談できるようにし、必要な情報を簡単
し
に知ることができるようにします。

しさくぶんや たよう きょうぐう こそだ かてい しえん
施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

きほんしさく こんなん かか わかもの しえんしさく じゅうじつ
基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

わかもの なや エスオーエス はや きづ ささ かんきょう つく がっこう ちいき ひと
こども・若者の悩みやSOSに早く気づき、支える環境を作るとともに、学校や地域の人など
きょうりょく こま なや よ そ わかもの きがる そうだん
と協力して、困りごとや悩みに寄り添ってサポートします。また、こども・若者が気軽に相談
ほしよ エスエヌエス まどぐち じゅうじつ
できる場所やSNSの窓口を充実します。

きほんしさく おやかてい じりつしえん/ディーファイひがいしゃ こんなん もんだい かか じよせい しえん
基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

おやかてい せいかつ しょうらい もくひょう がくしゅうしえん すす
ひとり親家庭の生活をサポートし、将来の目標につながるようこどもの学習支援を進めま
かてい ほうりょく う ひと あんしん く ささ
す。家庭で暴力を受けた人やそのこどもが安心して暮らせるように支えます。

きほんしさく じどうぎゃくたいぼうしたいさく しゃかいてきょういく すいしん
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

ほうりょく ほうげん つら おも まも じどうそうだんじよ
こどもが暴力や暴言などで辛い思いをしないように守るため、児童相談所などのサポートを
きょうか じじょう かてい く あんてい せいかつ おく
強化します。いろいろな事情があって家庭で暮らすことのできないこどもが安定した生活を送
ささ とりくみ すす じぶん いけん い きかい つく
れるよう支える取組を進め、こどもが自分の意見を言える機会を作ります。

しさくぶんや しゃかいぜんたい こそだ しえん
施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

きほんしさく しゃかいぜんたい わかもの たいせつ ちいき すいしん
基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

はたら むり こそだ はたら かた すす きぎょう おうえん
働きながら無理なく子育てできるように、いろいろな働き方を進める企業を応援するなど、
しゃかいぜんたい こそだ ささ しゃかい む こそだ ちゅう ひと おうえん
社会全体で子育てを支えます。こどもまんなか社会に向けて、こどもや子育て中の人を応援す
とりくみ あんぜん あんしん ちいき つく いけん し とりくみ い
る取組や、安全で安心な地域を作ります。また、こどもの意見を市の取組に生かします。

よこはまわくわくプランへのパブリックコメント

みんなの意見を募集しています

(1) 受付期間：2024年10月17日（木）～2024年11月15日（金）

(2) 意見の送り方は2種類です。

● パソコン・スマートフォンなどから送る場合

右のコードをカメラで読み込むか、下記のURLを開いて

意見を書いて送ってください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/45440b57-282f-4ecb-afc4-310a2f9f54d6/start>



● 紙に書いて、郵送する場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市子ども青少年局企画調整課 よこはまわくわくプラン担当宛て

名前・年代（10代未満、10代など）・お住まいの区と、「よこはまわくわくプラン」についての意見を書いてください。



(3) パブリックコメント結果

- みなさんからいただいた意見は、横浜市がプランにどのように反映していくのか、考え方をまとめて、12月末頃までに横浜市ホームページに公表します。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市子ども青少年局企画調整課

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-4281 電子メール：kd-kikaku@city.yokohama.jp

国民健康保険、後期高齢者医療制度における
健康保険証の新規交付廃止後の医療機関への受診について【情報提供】

1 趣旨

本年12月2日で、国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が廃止されます。

そのため、医療機関への受診は、原則、マイナ保険証のご利用をお願いします。

なお、現行の健康保険証は有効期限（令和7年7月31日）まで使うことができます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 情報提供内容

(1) 令和6年12月2日以降について

紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が廃止されますが、保険証は有効期限（令和7年7月31日）まで使うことができます。

(2) 令和7年8月1日以降について

マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を令和7年7月末までに送付します。

「資格確認書」を医療機関等に提示すれば、今までどおり受診することができます。

- (1)、(2)の内容について、会社の健康保険等については、ご加入の健康保険にご確認ください。

この機会にマイナ保険証への切り替えをお願いします。

【マイナ保険証の主なメリット】

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果に基づき質の高い医療を受けられます。
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・確定申告時に医療費控除が簡単にできます。



マイナ保険証について
(厚生労働省)

※マイナ保険証の利用には、マイナンバーカードの取得と健康保険証利用登録が必要です。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 /FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409/FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【参考】マイナ保険証とは

1 マイナ保険証とは

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。

医療機関を受診するときには、保険証を提示する代わりに、マイナンバーカード（マイナ保険証）を医療機関等にある機械（カードリーダー）に読み取らせます。

なお、あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。



マイナンバーカードの申請についてはこちらでご確認ください。（横浜市HP）

2 利用登録のできる場所

以下の方法で利用登録をすることができます。

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）
- ②セブン銀行のATM（セブンイレブン店舗等）
- ③ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで
※裏面に①の方法で登録する方法をご案内しています。



利用登録方法はここでご確認ください。
（厚生労働省HP）

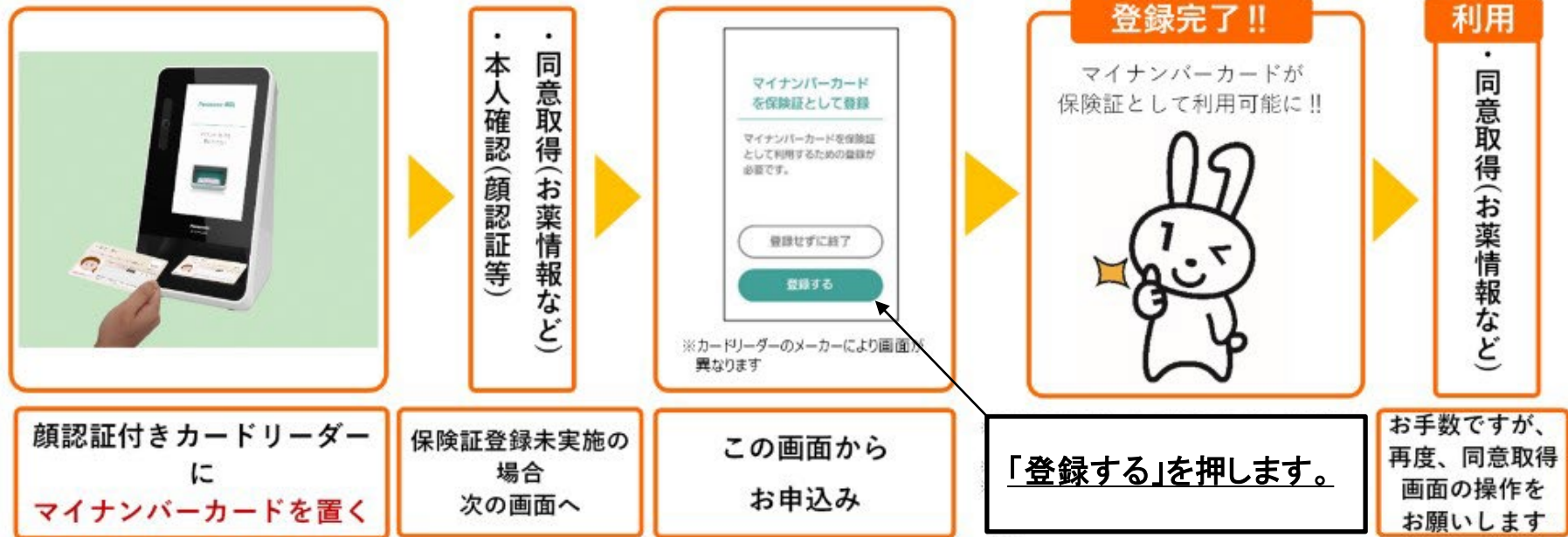
マイナンバーカードの保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の受付でもOK!!

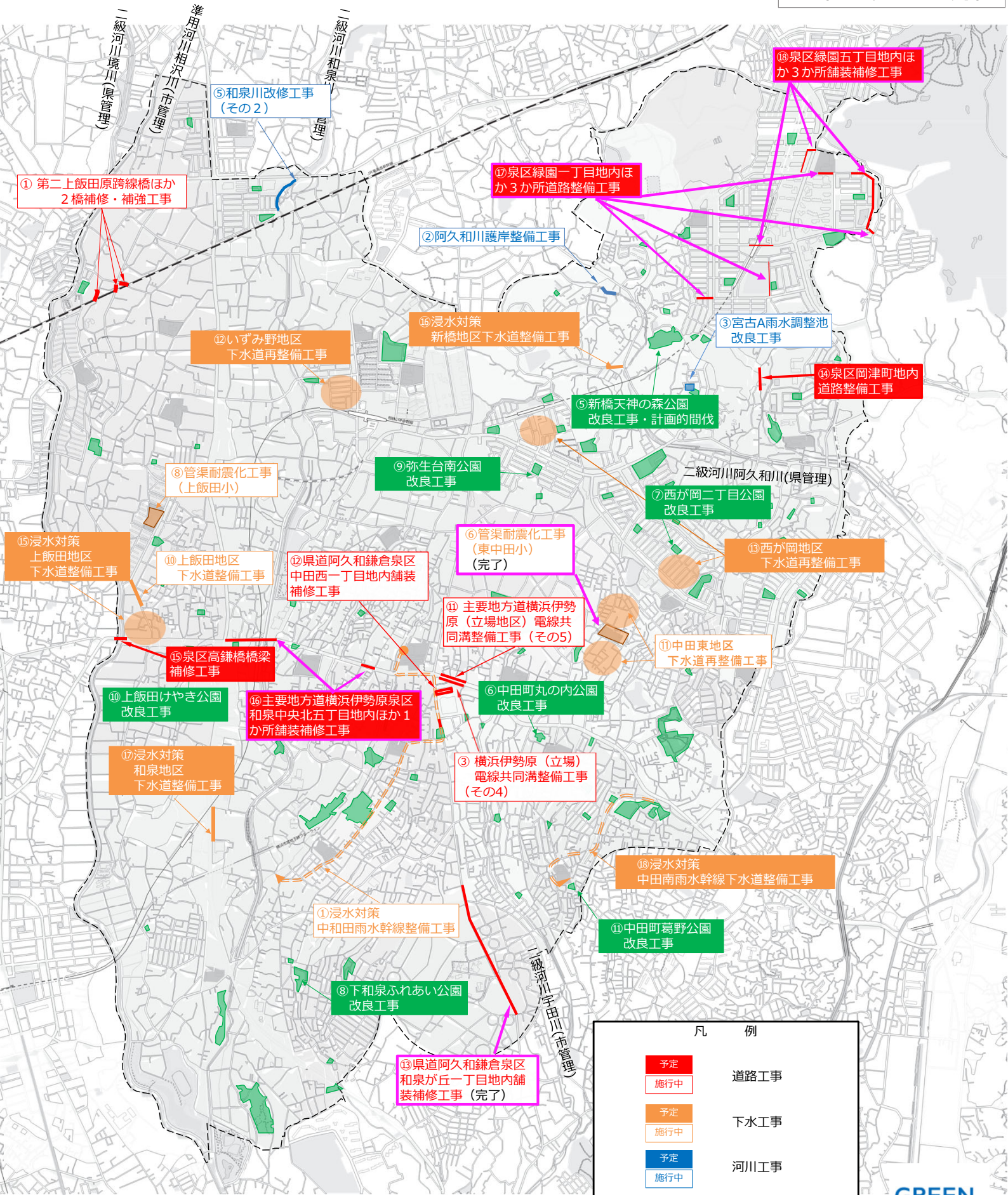


当日その場でも
いいのね♪

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



令和6年度泉土木事務所管内工事箇所図



■主な工事を記載しました。
 (工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
 ■上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
 ■工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。

凡 例	
予定	道路工事
施工中	
予定	下水工事
施工中	
予定	河川工事
施工中	
予定	公園工事
施工中	
〇	前回からの変更箇所



1 犯罪情勢等 9月末現在

(1) 刑法犯認知状況(暫定)

認知件数 424 件(前年同期比+90件)

主な罪種	令和6年	令和5年	増減
自転車盗	52件	50件	+2件
オートバイ盗	23件	13件	+10件
自動車盗	3件	2件	+1件
車上ねらい	9件	11件	-2件
万引き	59件	43件	+16件
強盗	0件	1件	-1件
空き巣	12件	12件	±0件

特徴

- オートバイ盗が増加しています。
- 自転車盗は横ばい傾向にあります。
- 関東圏において、住宅を狙った強盗事件が連続発生しています。

CP (Crime Prevention=防犯) マークを御存じですか。
「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性能試験(破壊するのに5分以上要するなど)に合格した部品です。

CPマークが認められた部品の効果を最大限発揮するためには業者による施工が必要となる場合もあります。
県警察署では、専門的知識を有する方を「防犯コンシェルジュ」として委嘱し、防犯診断等を行っていますので、泉警察署生活安全課まで御相談ください。

※ 裏面を御参照ください。



(2) 特殊詐欺

	令和6年	令和5年	増減
発生件数	31件	38件	-7件
被害総額	約5,800万円	約7,000万円	-約1,200万円

特徴

- 区内では総務省を名乗り「携帯電話の未納料金がある、電波が使えなくなる。」等と語り、電子マネーを購入させる架空請求詐欺や「個人情報漏れ携帯電話が不正に契約されている。危険だから銀行名を教えなさい」等の騙しの電話が多数掛かってきています。
- 家族に相談して騙しの電話と気づき、詐欺を見破ることができています。

お願い

- 警察官や行政機関がキャッシュカードや通帳を自宅に取りに行くことは絶対にありません。「逮捕状が出ています」等の電話をすることもありません。
- 儲け話や脅かし等の電話に焦ることなく、警察や家族に相談してください。

相談することは恥ずかしいことはありません!

2 交通事故の発生状況 9月末現在

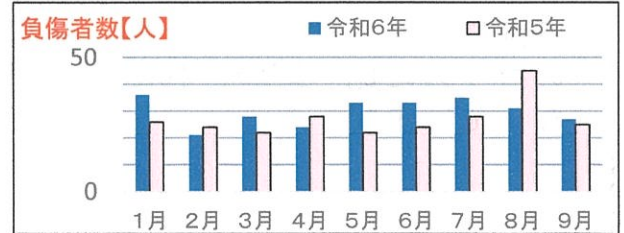
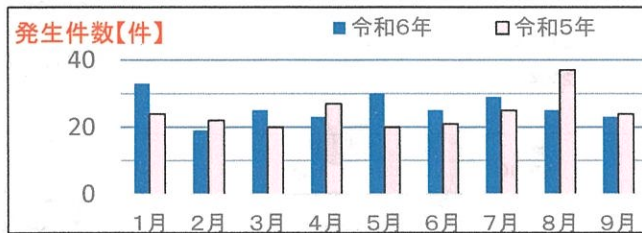
(1) 発生状況(暫定)

	令和6年	令和5年	増減
発生件数	232件	220件	+12件
死者数	0人	0人	±0人
負傷者数	269人	244人	+25人

	令和6年	令和5年	増減
高齢者	84件	70件	+14件
二輪車(オートバイ)	85件	77件	+8件



(2) 月別推移



特徴

- 高齢者と二輪車の事故が増加しています。
- 事故全体の比率では、
高齢者 36.2%
二輪車 36.6%
(オートバイ) となっています。
- 10月中には、車両とオートバイの衝突による重傷事故が発生しています。

お願い

- 令和6年11月1日から自転車に関する違反の罰則が強化されます。
 - 運転中ながらスマホ(スマートフォン等)を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画像を注視する行為)
 - 酒気帯び運転及び幫助(酒類の提供や同乗・自転車の提供)
- いずれも、懲役又は罰金が規定されています。

知らせ合う 早めのライトと 反射材

3 町名別発生状況(9月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
9月中	3	5	1	3	2	0	0	9	0	0	1	0	1	7	1	1	1	0	3	2	1	1	1	43
前年比	+1	+2	±0	+2	+1	±0	-5	+1	±0	±0	±0	±0	-2	+4	±0	+1	-2	±0	+1	±0	+1	-2	±0	-23
9月末	14	55	16	19	22	9	18	98	0	12	5	3	19	33	22	5	24	4	19	4	1	21	1	424
前年比	-3	+27	+12	±0	+9	+1	+2	+32	±0	-1	±0	+2	-1	-2	±0	+3	+9	-2	+12	-4	±0	+1	+3	+100

* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	
9月中	1	3	1	1	2	1	0	5	0	1	0	0	1	2	0	3	1	0	0	0	0	0	1
前年比	+1	-2	+1	+1	+1	+1	-1	-1	±0	±0	±0	±0	-1	-2	-1	+3	+1	±0	-1	-1	±0	±0	±0
9月末	11	19	9	20	15	10	2	48	0	4	3	3	8	13	10	10	20	4	5	10	0	8	
前年比	+7	-11	-2	+4	+5	+7	-7	+16	±0	-4	-2	±0	±0	+3	-7	+3	+1	±0	±0	±0	-1	-1	

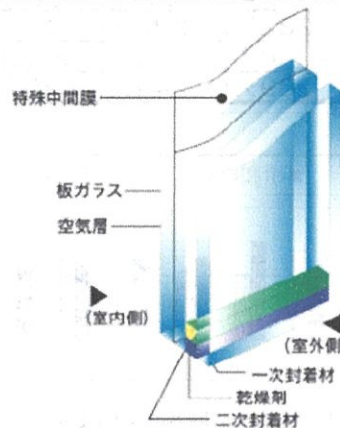
	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
9月中	3	6	4	1	0	8	1	23
前年比	-3	+1	+4	±0	-1	-3	+1	-1
9月末	30	29	16	5	2	145	5	232
前年比	-9	-4	+9	-3	-2	+26	-5	+12

部品とは？

窓ガラスやサッシなど、商品ごとに定められた試験を行い、**5分以上の侵入攻撃に耐えられた建物部品**に付いているマークです。

防犯ガラス

強靱な中間膜(特殊フィルム)が内部に密着されているため、通常のガラスに比べ破壊されにくくなっています。



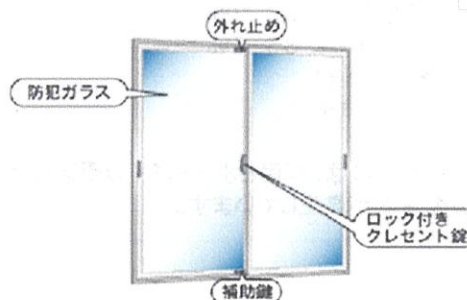
防犯ガラスの効果



防犯フィルムの効果

サッシ

「外れ止め」でサッシを持ち上げて外すことができないうくりや、「ロック付きクレセント錠」と「補助錠」の2か所をロックすることで、容易に開けることができないうくりになっています。



あなたの家も狙われている!?



強盗事件
多発中!!

CP製品で 防犯対策を!!

SNSで実行犯を募集する手口による
強盗事件が連続で発生しています!!

これらの犯行は複数人によるものが多く、ボールやハンマーのようなものを使用して窓ガラスを叩き割ったり、宅配業者を装うなどの方法で住宅等に押し入り、家人から現金や貴金属を奪い取るという非常に荒々しい手口となります。

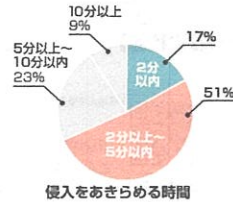
CP製品とは?

防犯性能は、人為的破壊行為による侵入手口に対する抵抗力を示すものです。侵入者がピッキングやドア錠のこじ破りなどの行為を開始してから建物内部に侵入可能な開口になるまでの時間を「抵抗時間」と呼び、商品ごとに定められた試験を行い、抵抗時間が5分以上であることを確認されたものが「防犯性能の高い建物部品」(CP部品)として公表されています。

※ご注意/CP製品は、客観的に評価された防犯性能を有する部品ですが、侵入を完全に防ぐものではありません。従って、侵入犯罪による部品の損害も同様に損害賠償の対象とはなりません。

なぜ5分なの?

関係機関の調査によると、侵入に手間取り、侵入をあきらめる時間について「2分以内」と答えた被疑者が17.1%、「2分を超えて5分以内」と答えた被疑者は51.4%となっています。つまり、犯罪者の攻撃に対し建物部品が「5分」耐えることができれば、約7割の犯罪者が侵入をあきらめるということなのです。官民合同会議では、この「5分」耐えることを防犯性能の基準としました。



防犯建物部品について

「防犯建物部品」については、警察庁ホームページ内「住まいる防犯110番」および5団体防犯建物部品促進協議会ホームページで詳しく紹介されています。

万全ですか?
住まいる防犯対策

住まいる防犯110番

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html

鍵かけ等も忘れずに! せっかく防犯性能の高い建物部品を取り付けても、鍵をかけ忘れり、窓、シャッター等を閉め忘れてしまうと、高い防犯性能の意味がなくなってしまいます。日頃から「かける」「開める」を習慣づけましょう。



5月13日は
安全・安心「防犯の日」

防犯性能の高い建物部品

昨今の侵入窃盗(強盗)事件は手口が巧妙化・多様化し、相変わらず国民の生活を脅かしています。国民一人ひとりが様々な被害に対して「防犯意識の高揚」に努めるとともに、国民をはじめ関係団体と共同して被害に対する備えを充実・強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、5団体防犯建物部品普及促進協議会は、5月13日を“安全・安心「防犯の日」”として制定しています。防犯に関する地域活動などを通じて、住宅設備(建具)を見直す日としてご利用ください。

「防犯性能の高い建物部品」についてのお問合わせ

CP 5団体防犯建物部品普及促進協議会 https://bouhan-cp.jp

- | | | |
|---------------------|-------------------------------------|------------------|
| 一般社団法人 板硝子協会 | 〒108-0074 東京都港区高輪1-3-13 NBF高輪ビル4F | TEL.03-6450-3926 |
| 日本ウインドウ・フィルム工業会 | 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町29-35 ヴィラ桜丘302 | TEL.03-6416-3813 |
| 一般社団法人 日本サッシ協会 | 〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7F | TEL.03-6721-5934 |
| 一般社団法人 日本シャッター・ドア協会 | 〒102-0074 東京都千代田区九段南3-7-14 VORT九段7F | TEL.03-3288-1281 |
| 日本ロック工業会 | 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-7-2 フジタビル6F | TEL.03-3518-9938 |

CP 5団体防犯建物部品普及促進協議会

協力: 警察庁 生活安全局 生活安全企画課
国土交通省住宅局 住宅生産課
経済産業省 製造産業局 生活製品課

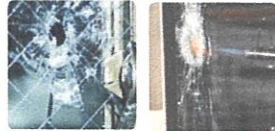
住居侵入を防ぐ、防犯ポイントとCP製品はこれだ!!

窓からの侵入

約 **55%**



侵入手口
ガラス破り、焼き破り、こじ開け



窓まわりからの侵入は約55%、窃盗侵入口の**ワースト1**です。ガラス破り、サッシ、シャッターのこじ開けなどによる侵入が発生しています。網入りガラスや錠まわりのみのフィルム貼りでは、侵入窃盗は防げません。まずは、ご自宅の窓まわりをチェックしてみましょう。(令和4年警察庁統計)



〈防犯フィルム〉

防犯フィルム
(350μm以上)

板ガラス
(5mm以上)

既存の窓ガラス(住宅、商業施設等)への防犯対策に最適(安価、短時間施工)。CPマーク貼付には、工業会ホームページ掲載の防犯フィルムを国家検定合格者が施工し、補助錠の取り付けが必須条件となります。



日本ウインドウ・フィルム工業会

〈防犯ガラス〉

中間膜
(約0.76ミリ以上)

板ガラス

〈防犯合わせ複層ガラス〉

防犯ガラス

空気層

スペーサー

防犯ガラスは、2枚の板ガラスの間に厚さ約0.76ミリ以上の柔軟で強靱な特殊中間膜をはさんで、熱と圧力で接着したものです。中間膜が厚くなるほど、防犯効果は高まります。防犯ガラスを使った複層ガラスは、中空層の断熱効果で省エネや結露防止が期待できます。



一般社団法人 板硝子協会

ガレージ・窓シャッター

侵入手口 こじ破り、こじ開け



シャッターの錠に対するピッキング、錠壊し、サムターン廻しや、シャッター本体、シャッター用スイッチボックスのこじ開けや戸板破りなどの手口が発生しています。シャッターの防犯性について、チェックしましょう。



一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

〈オーバーヘッドドア〉



〈軽量電動シャッター〉



〈窓シャッター〉



玄関・勝手口からの侵入

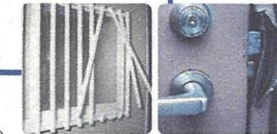
約 **35%**



玄関および勝手口などからの侵入は約35%、窃盗侵入口の**ワースト2**です。ピッキング、錠壊し、サムターン廻し等の手口はもちろんのこと、ドア本体のこじ開けや戸板破りなどの手口も発生しています。錠、サムターンと同時に、ドアの防犯性についてもチェックしましょう。(令和4年警察庁統計)

玄関・勝手口・面格子

侵入手口
ピッキング、錠壊し、こじ破り



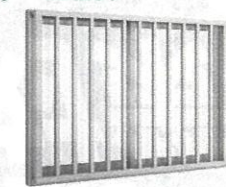
〈玄関ドア〉



〈勝手口ドア〉



〈面格子〉



一般社団法人 日本ウツシ協会

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

〈錠(ロック)〉

影込錠



※錠ケースが別に取り付けられる錠

電気錠



面付錠



〈サムターン〉

防犯性向上サムターン



日本ロック工業会



資料12

泉区連長会資料
令和6年10月18日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和6年9月30日現在

火災状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
火災件数		21	17	4
火災種別	建物火災	13	13	0
	車両火災	0	3	△ 3
	その他火災	8	1	7
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	317	1,242	△ 925
	死者	1	1	0
	負傷者	0	4	△ 4

泉区内 主な火災原因	令和6年	令和5年	増△減
放火(疑い含む)	5	1	4
たばこ	2	3	△ 1
ストーブ	2	2	0
火あそび	1	0	1
電気機器	1	3	△ 2
上記以外の火災原因	10	8	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
救急出場件数		7,842	7,455	387
救急種別	急病	5,597	5,393	204
	交通事故	258	240	18
	一般負傷	1,381	1,324	57
	その他	606	498	108

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	1
新橋地区	2
和泉北部地区	3
和泉中央地区	2
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	2
上飯田団地地区	4
いちょう団地地区	1
中田地区	1
しらゆり地区	0
その他	0